

2012 夏季号
平成24年7月25日発行

JBMIA レポート



新会長・新常務理事就任

第1回定時総会開催

第108委員会

創立10周年記念講演会報告

JBMIAフォーラム2012開催

Summer

No. 240



一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
Japan Business Machine and Information System Industries Association

海外便り

JBMIA会員会社の海外拠点でご活躍されている皆様からいただいたお便りを紹介させていただきます。

今回は、キャノン蘇州 高井宏和様からのお便りです。



事業所紹介

蘇州は、多くの世界文化遺産を有する中国江南地方の代表的な古都であり、同時に世界で最もエネルギッシュな経済発展地区の一つです。昨年設立10周年を迎えたキャノン蘇州は、蘇州市の西側にあたる蘇州新区に位置し、32万平米の敷地面積に約8,000人の従業員が働いています。主な生産品目はデジタル複合機およびその周辺機器などであり、幅広いラインアップの製品を世界各地に供給しています。社内は若くて優秀な従業員の活力に満ちあふれており、全社一丸となって中国の経済成長を上回る成長をめざしています。風光明媚であるとともに発展を続ける蘇州に皆様是非一度お越し下さい。



水路がはりめぐらされた周庄



キャノン蘇州社屋



昔ながらの水郷の風情が残る山塘街

納涼祭（中秋祭）

毎年キャノン蘇州では、9月の中秋節の時期に納涼祭を開催しています（社内では「中秋祭」と呼んでいます）。昨年は設立10周年記念式典にあわせて蘇州市の体育館を借りきって行われ、会場は6,000人を超える従業員でいっぱいとなりました。新入社員によるフラメンコや有志による民俗衣装をまとったダンスなどが披露され、会場を大いに盛り上げました。



新入社員によるフラメンコ



民族衣装をまとったダンス

蘇州のおすすめ（たくさんある名所旧跡や名物の中から2つを選びました）

寒山寺 寒山寺は、蘇州の旧市街から西に約5キロの場所にあるお寺です。梁天監年間（502～519年）に創建され、1,400余年の歴史を誇ります。晩唐の詩人・張継が詠んだ「楓橋夜泊」にある寒山寺の除夜の鐘は有名です。大晦日にこの鐘の音を聞くと10歳若返ると言われており、毎年12月31日には大勢の観光客が訪れます。



松鼠桂魚 桂魚（けいぎょ）の唐揚げ甘酢あんかけです。中国では最高級淡水魚である桂魚に、格子目状の切れ目を入れ、油で揚げています。その姿がリス（中国語で松鼠）に似ていることから、松鼠桂魚と名付けられています。見た目も美しく、ハオチー（おいしい）ですよ！



会長就任のご挨拶

一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
会長 内田 恒二
(キヤノン株式会社 相談役 前代表取締役社長)



このたび、ビジネス機械・情報システム産業協会の会員、理事の皆様のご推挙をいただき、山本前会長の後任として、当産業協会の会長に就任することになりました。

ご承知の通り、現在の経済状況は、国内では行き過ぎた円高、株安に幾分か反発傾向が見られ、また、震災からの復興も緒に付き始め、ようやく明るい兆しが見え始めています。しかしながら、原発問題に解が見えず、この夏だけでは留まらない電力供給や健康不安が影を落とし、諸々の国内問題も解決しないまま、日本企業が足踏みをしている状態です。こうしている間にも、グローバルな激しい変化に対応して来ているアジアの国々や企業と比べ、日本という国そのものが、かつての輝きを無くしているように感じます。

一方、海外では、火種を抱えたままの欧州情勢は、牽引役を期待される中国や新興国の勢いをも止めかねず、さらに中東問題による原油高、北朝鮮の行方など世界的リスクはかえって深まっています。

こうした環境を踏まえ、当業界の動向をJBMIA自主統計の全品目出荷金額で見ますと、2010年が一マンショックから立ち直り3年ぶりのプラス成長だったものが、2011年は震災に出鼻をくじかれた形でマイナス成長に陥りました。しかしながら、会員各社による後半の巻き返しもあり、最終的にはマイナスが5%で留まりました。直近2012年第1四半期の複写機・複合機の国内出荷金額を見ますと、前年同期比120%を超えたことで回復の兆しも多少見えてきております。

私共の業界は、業種や規模の大小を問わず、日本の全てのオフィス事務分野に携わっておりますが、良い製品を出せば買っていただけた時代は過ぎ去り、営業部門の方々は事務機器を活用したお客様の課題解決を提案するソリューション型営業に変わりました。サービスもデバイスの修理対応に留まらず、ネットワークなどのオフィスインフラの知識も求められ、お客様の相談相手として期待されています。こういった営業およびサービスパーソンが毎日毎日、日本中のお客様を訪問しています。この

業務効率化やオフィス環境改善の提案と併せて、彼らの元気や笑顔をお客様に届けることが、日本を元気にすることに繋がる当業界の使命だと考えます。

そのためには、当業界自身も活性化し、元気にならなければなりません。そして、お客様に役立つ提案力を持たねばなりません。そこで、JBMIAの政策面での課題として、大きく次の3点に取り組む所存です。

一つ目は、新興市場開拓の推進です。日本企業が世界規模で極めて高いシェアを誇る事務機器を、中国に続く新興市場に投入しやすい環境を整え、日本のプレゼンス向上を図ります。

二つ目には、地球温暖化対策への取組みの強化です。原発問題でCO₂削減の道が霧の中に入ってしまった。こういう時だからこそ自らができることを粛々で行うこと、また、リサイクルや省エネルギーなどの進んでいる技術や仕組みについては、業界を上げて更に伸ばしていくことが必要と考えます。

三つ目として、オフィス環境の見える化に取り組めます。今年5月22日に発表しましたBMLinkSによる接続デバイスの電力消費の表示機能をベースに、可視化による電力削減やデバイスの最適配置を図ります。また、スマートグリッドやクラウドといった技術革新の動きを研究し、次世代オフィスの在るべき姿を模索し提案してまいります。

これらを実現するためには、海外を含めた関係機関、業界団体との交流強化が何より重要になります。同時に、会員企業の皆様に対して、JBMIAの活動内容や役立つ情報をタイムリーに発信していくことで、躍動感、スピード感、一体感を生み出すことも必要です。一般社団法人元年として、会員の皆様からの意見に耳を傾け、新たな改善や改革の視点を常に持ち、合理化・効率化などを積極的に推進してまいります。

経済産業省をはじめ関係諸官庁のご指導と、会員皆様のご協力を頂きながら、会長の責務を果たしてまいりたいと存じますので、会員各社のご理解と絶大なるご支援を心よりお願い申し上げます。

ご挨拶

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
常務理事・事務局長 松波 孝信



今年4月1日、当協会（以下JBMIA）は一般社団法人に移行し新たな一步を踏み出しました。そして最初の総会において、常務理事・事務局長に選任いただきましたので、この紙面をお借りしご挨拶申し上げます。

現在、業界を取り巻く環境は、東日本大震災からの復旧・復興、円高の継続、電力供給不足、資源高騰、欧州債務危機による景気後退の懸念、さらにはグローバルに急速に普及している情報端末機器によるワークスタイルの変化など大変厳しい状況が続いており、業界としても成長戦略への道筋を描きにくくなっているように思われます。

このような状況下で、JBMIAの常務理事・事務局長に就任し、身の引き締まる思いです。

JBMIAには、政策委員会の下に4つの特別委員会を置き、課題別に7つの委員会、製品別に12の部会に加え、経済産業省の審議会からJBMIAが国内審議団体として委託された事業を担当するため、2つの委員会を設けています。また、関係省庁、関連機関や団体とも協力関係を構築しています。これらの活動を通して得られる情報、知見や成果を会員の皆様のみならず広く社会に還元しお役立ちすることがJBMIAの使命と認識しています。

今年度、JBMIA会長にはキヤノン株式会社の

内田恒二相談役にご就任いただき、「新興市場の開拓推進」、「地球温暖化対策」、「オフィス環境の見える化」など、市場価値やユーザーニーズの高い課題に取り組むことが方針として掲げられ、これらの課題を実現するため、海外を含む政府関係機関、業界団体との連携や、会員企業の皆様へ活動内容と役に立つ情報の発信を積極的に推進していくことが示されました。

日本の産業の一翼を担うこの業界が、今後も引き続き発展しグローバル社会に貢献していくためには、なによりもまず会員企業が元気であることが一番であることはいうまでもありません。そのためJBMIAとしても、既存の部会・委員会活動に拘泥することなく組織横断的な活動や新しい枠組みでの活動も視野に入れ、事務局、会員メンバーや関係者の皆様の英知を結集し業界が直面する共通課題に対処していくことが必要と考えています。そしてまた同時に、民間企業で養った知識・経験を活かしながら、JBMIAのより一層効率的な組織づくりやより良い環境づくりを目指してまいる所存です。

会員企業の皆様のますますのご発展を祈念申し上げますとともに、引き続きJBMIAに対する暖かいご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

第1回定時総会開催

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会は、一般社団法人移行後初の第1回定時総会を平成24年5月29日(火)15:00から帝国ホテル「雅の間」において開催いたしました。

第1号議案：平成23年度決算に伴う貸借対照表及び損益計算書の承認について

中西専務理事から、平成23年度度事業報告書および収支決算書(案)の説明、続いて渡邊監事から監査報告があり、審議の結果、原案通り承認されました。

第2号議案：役員選任規程の承認について

中西専務理事から、一般社団法人への移行に

伴い新たに役員選任規程を制定することの説明があり、審議の結果、原案通り承認されました。

第3号議案：定款23条1項の規定に基づく役員
の選任について

中西専務理事から、定款23条1項に基づき、第2号議案で承認された役員選任規程に従い選任された理事及び監事候補者(案)について説明があり、審議の結果、原案通り承認されました。

総会に引き続き第2回理事会が開催され、代表理事、業務執行理事、役職理事等の選任が行われました。



総会の様子





平成24・25年度 理事・監事 名簿

一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
平成24年5月29日現在
(敬称略)

会 長	内 田 恒 二	キヤノン株式会社	相談役 前代表取締役社長
筆頭副会長	山 名 昌 衛	コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社	代表取締役社長
副 会 長	片 山 幹 雄	シャープ株式会社	取締役会長
同	碓 井 稔	セイコーエプソン株式会社	代表取締役社長
同	鈴 木 護	東芝テック株式会社	取締役社長
同	山 本 忠 人	富士ゼロックス株式会社	代表取締役社長
同	近 藤 史 朗	株式会社リコー	代表取締役 社長執行役員
理 事	山 口 治 彦	アマノ株式会社	代表取締役専務
同	樫 尾 幸 雄	カシオ計算機株式会社	代表取締役副社長
同	駒 口 克 己	京セラドキュメントソリューションズ株式会社	代表取締役社長
同	坂 本 時 雄	株式会社デュプロ	代表取締役社長
同	小 河 寿	パナソニック株式会社	パナソニック システムネットワークス(株) 代表取締役副社長
同	小 池 利 和	ブラザー工業株式会社	代表取締役社長
同	羽 山 明	理想科学工業株式会社	代表取締役社長
専務理事	中 西 英 夫	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	
常務理事	松 波 孝 信	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	
監 事	渡 邊 正 一	株式会社沖データ	理事
同	松 野 勉	一般財団法人日本品質保証機構	特別参与

会長感謝表彰授与

理事会終了後、委員会、部会活動に顕著な功績のあった委員（15名）の代表者に、感謝状と記念品の贈呈が行われました。



会長感謝表彰受賞者名簿

(敬称略)

委員会・部会名	氏名	所属会社
BMLinkSプロジェクト委員会 運営委員会／幹事会	浅見 康志	富士ゼロックス(株)
標準化センター ユーザーインターフェイスデザインプロジェクト	板木 冠二	富士ゼロックス(株)
電子ペーパーコンソーシアム	面谷 信	東海大学
BMLinkSプロジェクト委員会 運営委員会／幹事会	工藤 暁	キヤノン(株)
技術委員会	小林 文博	(株)リコー
第108委員会	佐藤 幸一	日本アイ・ビー・エム(株)
カード及びカードシステム部会	信濃 義朗	日本カード(株)
複写機・複合機部会 技術分科会	高野 正治	東芝テック(株)
標準化センター カラーマネジメントプロジェクト	中澤 利彦	コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)
中国パートナーシップ会議	中野 豊	セイコーエプソン(株)
環境委員会 環境配慮小委員会	西 純子	富士ゼロックス(株)
知的財産委員会 法務著作権小委員会	林 勝義	理想科学工業(株)
データプロジェクター部会	栞本 吉弘	パナソニック(株)
ページプリンタ部会 PPT分科会	丸山 宏之	コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)
環境委員会 騒音規格検討WG	渡部 直樹	コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)

記者会見を開催

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会は、第1回定時総会終了後、午後4時30分から帝国ホテル「彩の間」において記者会見を開催しました。

21社、22名の報道関係者に参加いただき、山本前会長、内田新会長、齊藤前広報委員長、中

西専務理事が出席いたしました。

齊藤前広報委員長の司会により、山本前会長・内田新会長の挨拶、中西専務理事の平成24年度事業計画の重点課題の説明が行われた後、質疑応答が行われました。



記者会見の様子



内田新会長、山本前会長

懇親会を開催

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会は、第1回定時総会終了後、午後5時から帝国ホテル「牡丹の間」において懇親会を開催しました。

最初に内田新会長から挨拶があり、続いてご来賓の経済産業省大臣官房審議官（IT戦略担当）今林顕一様からご祝辞をいただきました。乾杯の音頭は当協会の山名昌衛副会長（コニカミ

ノルタビジネステクノロジーズ(株)代表取締役社長）が務め、開宴となりました。経済産業省商務情報政策局情報通信機器課 吉本課長のご祝辞をいただき、今回の定時総会をもって当協会を退任した林前常務理事及び松波新常務理事の挨拶も行われました。中締めは当協会の碓井稔副会長（セイコーエプソン(株)代表取締役社長）の発声で行われ、盛会裏に終了いたしました。



経済産業省大臣官房審議官今林様ご祝辞



経済産業省情報通信機器課長吉本様ご祝辞

第108委員会 創立10周年記念講演会報告

Hazard Based Safety Engineering Seminar (ハザードに主眼をおいた安全工学・セミナー)

HBS分科会 主査 近藤 孝彦
(一般財団法人日本品質保証機構)



【はじめに】

IT機器、オーディオ・ビデオ機器のデジタル化、ネットワーク化、複合化といった目覚ましい発展に対応するため、旧 IEC/TC 74 (IT 機器の安全性)、及び旧 IEC/TCTC 92 (オーディオ、ビデオ及び関連電子機器の安全性) の2つの Technical Committee を解散、再統合して、2001年に新たに IEC/TC 108 (オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全性) が設立されました。この IEC/TC 108 設立に伴い、日本でも新たに国内委員会 (第108委員会) が2002年4月に設立され、本年度10周年を迎えました。

この10周年を記念する講演会行事として、第108委員会では米国より Richard Nute 氏を講師に招き、ハザードベースセーフティエンジニアリング (HBSE) のセミナーを開催いたしました。Richard Nute 氏は HBSE の考案者の一人であり IEC/TC 108 で唯一、ハザードベースエンジニアリングエキスパートの称号をもって活躍されています。

IEC/TC 108 では設立当初から、従来の安全規格とは異なる HBSE という新たなコンセプトの

規格の開発を開始しており、2010年にはこのコンセプトに基づいて IEC 62368-1 第1版 (オーディオ・ビデオ及び情報通信機器の安全性) を発行いたしました。現在はこの規格の改訂作業を行っており、2013年中に第2版を発行することを目標として審議が進められています。

【セミナーの各パートとその概要】

セミナーは4月19日(木)から4月20日(金)の2日間、東京都港区にある機械振興会館にて行われ、第108委員会の委員及び関係者として、メーカー、試験機関、官庁、関連工業会などから約50名の参加がありました。セミナーの内容をより参加者にわかりやすく伝えるため、2名の通訳



右から Rich Nute 氏と通訳の松下様、吉井様

の方にその内容の逐次通訳をお願いいたしました。

Nute氏が作成したテキストは、概論、故障の木解析、熱エネルギー、電気エネルギー、電氣的起因の火災及びIEC 62368-1と6項目のパートに分かれており、約370枚の資料及び最新の科学技術的情報、知見が盛り込まれた力が入ったものでした。それ以外にもビデオ映像を織り交ぜ、とてもわかりやすい講演をしていただきました。また、セミナーの中で質疑時間も多くなっていただき、製品安全技術者にとって有意義な2日間となりました。

【セミナー内容とポイント】

概論

このパートでは、HBSEの基礎を出席者がしっかりと再確認することが出来ました。HBSEではエネルギーの大きさ、及びエネルギーの人体に伝達するメカニズムを知り、傷害が起きる原因とそれを防ぐための方策を検討することが重要となります。実際に人体に加わる可能性のあるエネルギーを数値化して、エネルギーの大きさを知ること、及び危険なエネルギーが人体に伝達するのを防ぐ一般例を確認することが出来ました。

故障の木解析

このパートでは故障解析の手法を用い、危険なエネルギーとその伝達メカニズムの両方があるときに傷害が発生することを解説しました。また、危険なエネルギーが発生するメカニズム及び人体へ伝達するメカニズムを故障の木を用いて解析することにより、有効なセーフガード

が設けられていることの確認ができることを教わりました。

熱エネルギー

やけどの種類と皮膚温度との関係、暴露時間と熱傷の関連、及び熱エネルギーが人体へ伝わるメカニズムとそれに影響を与える各要素に関して解説いただきました。特に物体の材質により大きく変わる熱伝導率は、やけどと大きく関連があり、金属などの熱伝導率が高いものに関してはより低い温度でやけどが起きる可能性があることを教わりました。

電気エネルギー

人体に電流が流れた時の人体の反応として、筋肉の痙攣や心臓細動が起きるメカニズムの解説、及び実際の人体抵抗の測定例などが紹介されました。絶縁、等電位ボンディング、保護接地による感電からの保護の仕組みやその特性などを教わりました。

電氣的起因による火災

電氣的エネルギー源による炎の発生及び継続



講演会風景

のメカニズム並びに炎の拡散の仕組みを知ることにより、機器内部で発生する炎に対するセーフガードのあり方について教わりました。

IEC62368-1の概要

IEC62368-1は既存の規格であるIEC60065及びIEC90950-1の適用範囲の全てをカバーし、将来それらの規格をこの新規格で置き換える規格であり、製品の安全設計への包括的なエンジニアリングアプローチであるHBSEの原則を使用するといった、今までの規格とは異なったアプローチに従っています。この規格は感電、火災、化学、火傷、機械的、放射といった危険から保護するための要求事項を、その危険の種類ごとにそれぞれ別の章にして規定しています。またエネルギーの大きさを3つに分類するとともに、危険から保護する対象を一般人、教育をされた人、及び熟練者の3区分に分け、それぞれの人及びエネルギーの大きさの組み合わせにより、どのようなセーフガードが必要かを規定しています。

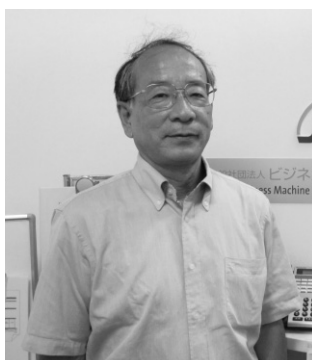
【セミナーを終えての感想】

今回のセミナーはTC108がカバーするオーディオ・ビデオ機器及びIT機器に限らず、さまざまな電気・電子製品の安全な設計を行うためにも役に立つ幅広い内容でした。製品に内在する危険な部分を特定し、その危険が伝達するメカニズムを遮ることにより人体部分を保護するためにセーフガードを組み入れて、又そのセーフガードの有効性を確認するというHBSEの

考え方は製品安全を確保する上で必ず有効なものであると考えられます。このセミナーでは、危険なエネルギーとは何か、それが人体に伝達する手段は何か、人体の耐性はどの程度あると考えられるのか、どのようなセーフガードが有効であるか、といったことを教わる事が出来ました。近い将来、従来のIEC60065及びIEC60950-1の各規格を全面的に置き換えるIEC62368-1規格を理解する上で、有意義なセミナーでした。

テキストの翻訳は佐藤(日本IBM)、石井(リコー)、私(近藤:JQA)がTask Force (TF)を組んで担当いたしました。分担して翻訳するに当たっては使用する用語の統一が問題となりましたが、IEC62368-1のJIS化に対応するJIS62368検討会で決めた用語が役に立ちました。

2日間のセミナーは、Nute氏をはじめ、このセミナーを開催するに当たってご尽力いただきましたTFメンバー、ご協力いただきました通訳の方々、事務局及び多数の参加者の皆様のおかげで成功裏に終わることができましたことご報告させていただきます。とりわけ、大変ご多忙なNute氏には、本セミナーの為に来日をいただいたことに深く感謝申し上げます。



本TFメンバーの石井氏



本TFメンバーの佐藤氏

BMLinkSプロジェクト委員会 第7期活動報告

1. BMLinkSプロジェクト委員会活動について

BMLinkS (Business Machine Linkage Serviceの略称) プロジェクト委員会は、標準化・共通化活動を通じて、BMLinkS標準を採用したマルチベンダーのオフィス機器やオフィスソフトウェアが、ネットワークを介して相互に接続し、文書のスキャン・ストレージ・プリントおよび機器管理等を通じて、知的生産者の活動成果である知識を流通できる環境構築を推進しています。

当委員会では、ネットワーク上のオフィス機器の接続性を向上させるインターフェイス仕様「BMLinkS」の開発と利用環境の整備を進めています。

これまでに、マルチベンダー対応のプリントサービスを利用するための共通ソフトウェアの開発と公開、オフィス機器間での共通操作性とスキャン・ストレージ・プリント機能を簡単に

利用できるドキュメント流通インフラの実現、更にはオフィスデバイス管理の業界標準を公開し、ユーザ、IT管理者などの利便性向上を目指した活動を推進してきました。

2003年5月にプリントサービスに対応した機器が8機種認証されて以来、スキャンサービス・ストレージサービスの追加、デバイス管理・セキュリティへの応用と拡大を図り、累計で500機種を超えるBMLinkS対応機器が市場に出されています。

2. 第7期活動について (2010.06～2012.05)

今までの活動に加えて第7期では、環境に配慮したプリンタ・複合機の見える化と制御をマルチベンダーで実現するために、用紙や電力の見える化と電力の制御を可能にする標準仕様を規定し、更にオフィスデバイス管理標準SDKを強化しました。



- オフィスデバイス管理標準に環境対応機能を追加

「CO₂削減」「森林保護」「電力使用量の抑制」といった社会的要請に対応するため、マルチベンダー環境での用紙や電力の見える化と電力制御を可能にする、機器制御仕様を規定しました。

見える化では、用紙総量・出力形態、TEC値・電力モード別時間・総電力量などのエコ情報を、集計表示することができます。

制御では、電力モード移行・モード移行時間設定・スリープ復帰などを、リモートから一括で指示することができます。

- オフィスデバイス管理標準SDKを強化

2011年12月に、会員外の方にも広くご利用いただけるよう無償で提供開始したSDKをさらに強化し、新たな環境対応機能の追加と、より開発しやすい環境（Javaを使用した管理系フレームワーク）を提供しました。

（2012年7月提供開始予定）この管理系フレームワークを利用することにより、BMLinkSオフィスデバイス管理標準対応している機器に加え、未対応な機器をも管理対象とするアプリケーションの開発も可能になります。

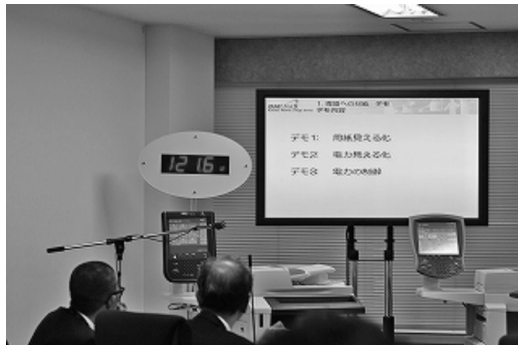


- 情報マーキング標準にサーバー連携機能とワークフロー機能を追加

マルチベンダー環境下でのドキュメントセキュリティとして、2010年5月にQRコードによる「①紙文書へのマーク付与」「②トレース」「③複写防止」「④イベント通知」の標準仕様を発表しました。

この中で、特にトレース機能強化によるサーバーとの連携を実現し、紙文書と電子文書の多世代に渡るトレースによる情報漏洩の抑止を可能としました。また、今回の仕様改訂では、属性情報にSIer（システム・インテグレータ）が自由に使える拡張領域を設け、ID情報やURLなどのアプリケーションデータを設定することができ、ワークフローを支援するソリューション開発への応用が可能となりました。

サーバーとの連携機能実現にあたっては、株式会社日立製作所横浜研究所と協業し、同社の総務省委託研究「情報の来歴管理等の高度化・容易化に関する研究開発」による情報来歴管理システムとBMLinkS情報マーキング標準対応の複合機を接続することで、紙文書と電子文書をまたがったドキュメントフローのトレースが可能となることを検証しました。



これらの標準仕様とSDKの利用により、SIerは複数ベンダーのオフィス機器からのエコ情報が見える化し、環境を考慮した制御を行うためのアプリケーションや、より高機能なセキュリティ機能を容易に開発することが可能になります。

3. プレス発表について

2012年5月22日(火)にJBMIAの御成門オフィスにおいてBMLinkSプロジェクト委員会の第7期活動報告と成果発表（試作機によるデモを含む）に関する記者発表会を行い、IT・パソコン誌、事務機器業界誌など14社からの参加がありました。

これまでの活動実績とともに、マルチベンダー環境における用紙や電力の見える化・電力の制御を可能にする標準化活動と、オフィスデバイス管理標準SDKの強化について、デモを交えてご紹介いたしました。

本プレス発表に関する詳細については、次の

URLをご参照下さい。

http://bmlinks-committee.jbmia.or.jp/press/BMLinkS_Press_120522.pdf

4. 今後の取り組み

今後、BMLinkSプロジェクト委員会では、マルチベンダー環境でのユーザ・IT管理者・SIerのお困りごと解決に向け、これまでに策定した各種標準のさらなる普及促進を中心に活動してまいります。

HomePage : <http://bmlinks-committee.jbmia.or.jp/>

BMLinkSプロジェクト委員会 第7期標準策定時点 参加企業（50音順）

キヤノン株式会社、株式会社グレープシステム、コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社、シャープ株式会社、東芝テック株式会社、株式会社ビッグバレー、富士ゼロックス株式会社、株式会社リコー、理想科学工業株式会社（計9社）



「標準と特許」のビジネス

ーオープン・イノベーションの観点から【前編】ー

愛知学院大学教授
梶浦 雅己



[まえがき] 標準化センター主催の標準化に係わる講演会で、今年3月14日に講師としてご登壇頂いた愛知学院大学教授 梶浦雅己氏に、首記テーマで論文を寄稿して頂きました。掲載は2回に分け、前編として本号に第1章「はじめに」から第3章「標準について」迄を掲載し、次号(241号)に後編として第4章～第6章を掲載する予定です。

1. はじめに

企業は、新しい知識や資源を活用してイノベーション創造に取り組まなければ生き残っていかないことは周知である。しかしイノベーションを創造しても収益に結びつかなければ、企業にとっては意味がない。経営学の分野ではいかにイノベーションを創出し、そこから収益化するのかを明らかにしようとする試みがなされている。近年注目されているひとつに、ハーバード大学大学院教授のチェスブロウを中心とするオープン・イノベーションの着想がある。オープン・イノベーションとは、堅牢な垂直統合型構造を持つ企業が自前で内製するイノベーション(クローズド・イノベーション)ではなく、適宜に他社などの外部からアイデアや知識を導入したり、自社の経営資源を外部に放出したりして達成するイノベーションである。こうした動向は欧米を中心としたICT(情報通信技術)分野で顕著であり、多くの事例報告がなされてい

る。オープン・イノベーションが行われるようになった原因として、ICT産業構造の変化が挙げられる。ICT業界では強力な統合型構造を持つ企業が衰退し、多くの専門企業が構成する分散型構造に変化した。このような産業では企業間の依存度が増大する。

さてこうしたオープン・イノベーションに対して、企業が取り組む競争戦略として懐疑的な見方がある。例えば、①過剰な他社依存を招き自社ですべき仕事を放棄させる、②情報やアイデアの移転は重要な経営資源の流出に繋がり、移転コストもかかる、③学習による自社競争力の蓄積を放棄するものである、などが指摘されている¹⁾。つまりオープン・イノベーションは、企業自身が本来手がけるべき競争優位を他社依存し、失敗するのではないかという問題提起である。筆者はこうした批判が妥当なのかどうか、果たしてオープン・イノベーションが競争戦略として本当に有効なのかどうか、有効に機能する場合の仕組みと機能などを、ICT企業の事例

調査から明らかにしたい。

取りあげる事例は、ICT企業が開発した要素技術である。対象とした企業は、まずこうした要素技術の特許化し標準を獲得し、その後に製品化して事業収益化を図っている。筆者は、このような一連のプロセスにおいて、イノベーションを創出するプロセスとそれを収益化するプロセスが区別して判別することによってイノベーションの中身を明らかにしていく。

2. 理論的背景

(1) 専有資産と補完資産

イノベーションを収益と結びつけることは、実は現実の企業課題としては容易なことではない²⁾。先行研究の問題意識は、なぜ企業はイノベーションから収益が得られないのかを探索することであり、そこからイノベーションの収益化のための方策を探索することである。ティースによれば、イノベーションの収益化を決定付ける基本的構成要素の一つに特許がある³⁾。ただしティースは「特許は実際には理論どおりに強みを発揮できる場合は少なく、有効性は限定的である場合が多い」とも述べている⁴⁾。例えば、企業独自の技術特許がイノベーションとして収益化が弱い場合（弱い専有可能性）は、これをカバーするための補完的資産（例えば製造技術、販売組織、マーケティングなど）によって、どのように補強し、競争優位を構築するかが重要なポイントになる。このことはイノベーションの競争優位を考察する上で重要な含蓄を示している。企業の補完的資産が不十分である場合は、例えば契約によって外部から調達するというティースの着想は、その後にオープン・

イノベーション論へと受け継がれていくという発展を示すことになる。しかし専有資産と補完的資産の組み合わせがイノベーションの収益化に有効であるとしても、両資産の相互作用の検討や補完的資産の持つ特有な効果の影響について、また収益を生む場合の両者が形成するメカニズムが明らかにされなければならない。

(2) オープン・イノベーション

ティースのアイデアを発展させたチェスブロウによってもたらされたオープン・イノベーション論は、著書の副題に「技術からの創造化と収益化のための新規範」とあるように、その内容は「イノベーション創造」とそこからどのように収益化するかわち「イノベーションの獲得」をすべきかという戦略が意識され、多くの企業の事例研究が取り組まれている⁵⁾。

先述したように、20世紀半ばまで欧米多国籍企業は垂直統合型の組織構造を有して、内製化することによって競争優位を構築してきた⁶⁾。しかし20世紀後半になると垂直分離または水平分散型と言える企業組織が登場して競争優位を構築し始めた⁷⁾。チェスブロウによれば、これはイノベーションのクローズド型からオープン型への転換であり、イノベーションのパラダイム転換である。前者は伝統的なイノベーションであり、企業内部で研究開発を行って新製品を発売し売上や収益を得るという内製型のイノベーションである。彼によれば、伝統的イノベーションは市場競争の激化と研究開発の迅速化といった環境変化によって競争力を失いつつある⁸⁾。オープン・イノベーションは新しいイノベーションである。それは企業内部ばかりでな

表1 イノベーションの比較

クローズド・イノベーション	オープン・イノベーション
優秀な人材を社内に囲いこむ	社外の優秀な人材と協働する
研究開発を自社内で独自に行う	企業外部と内部の研究開発を利用する
市場に最初に製品を出すことが重要	優れたビジネスモデルを構築することが重要
ベストのアイデアを創造する	内外のアイデアを最も有効に活用する
知的財産権によって他社を排除する	知的財産権を譲渡・購入しビジネスモデルを構築する

出所：Chesbrough, H.(2003) Open Innovation, Harvard Business School Press, (大前恵一朗訳(2004)『OPEN INNOVATION ハーバード流イノベーション戦略のすべて』産業能率大学出版部) 10 頁、図表序-5、を基に筆者が作成。

く企業外部（他社）のアイデアも利用するイノベーションであり、企業内部と外部のアイデアを有機的に結合させて価値を創造することである⁹⁾。

有力企業であってもイノベーションを変化させて競争優位を構築している。例えばIBMは1945年から1980年までは、垂直統合型構造を構築してクローズド・イノベーションによって競争優位を維持したが、1980年以降は環境変化によって、苦境に陥りオープン・イノベーションへの転換を迫られたことが明らかにされている¹⁰⁾。

表1は両イノベーションの違いであるが、確かに大きく特徴が異なっている。

① 知的財産権の価値

チェスブロウらは、オープン・イノベーションによる競争優位の構築について、特に知的財産権（主として技術特許を意味する）の利用の仕方の違いを明らかにしている。知的財産権は収益化の源泉になるがクローズド・イノベーション時代にはそのことが認識されていなかった¹¹⁾。知的財産権には潜在的な価値があるが、それらは実現されていない¹²⁾。ティースが指摘したように、価値を創造できない知的財産権は、

弱い専有可能性しか達成されていないといえよう。

しかしオープン・イノベーションでは強い専有可能性を達成して価値を創造し価値を獲得する（収益化する）。オープン・イノベーションにおける知的財産権は、「アイデアやテクノロジーを経済的な結果に結び付ける枠組みであり、収益を得る方法である¹³⁾」。特に知的財産権については、権利の保護のために利用するのではなく、適宜に譲渡したり購入したりして活用することが望ましいことを示されている。なぜならクローズド・イノベーションの立場では、生産は垂直統合型モデルに基づく内製を基本としており、企業内で安全に知識を移転させることが重要視されてきた。したがって知的財産権は他社からの参入障壁として利用され、利益の源泉としては認識されていなかった¹⁴⁾。このイノベーションでは企業が特許を大量に保持していても、実際には大半の特許は利用されずに終わることが多いのである¹⁵⁾。

オープン・イノベーションの立場では、自社で活用されない知的財産権は他社にライセンスする、クロスライセンスする、提携するなどのマネジメントを行って利益を得る¹⁶⁾。このよう

に効果的なビジネス競争優位の構築には、知的財産権が重要な役割を果たすのである¹⁷⁾。彼はこうした競争優位を構築するためには努力が必要であり、実際に成功する企業は少数であると指摘している¹⁸⁾。多くの企業事例が紹介されているが、更に踏み込んで、知的財産権のイノベーション収益化戦略について競争優位の仕組みを明らかにすることが必要であろう。

② イノベーションの方向性

オープン・イノベーションは、社内と社外に存在する知識や技術を有効に活用することであるが、ふたつの方向性がある。イノベーションプロセスをオープンにすると、ひとつは社外から社内への入力であり、もうひとつは社内から社外への出力である。前者は「アウトサイド・イン」プロセスであり、後者は「インサイド・アウト」プロセスである¹⁹⁾。例えば前者についてはデルコンピュータ、エアー・プロダクトの企業事例、後者についてゼロックス、ゴー・コンピュータの企業事例が紹介されている。「アウトサイド・イン」については、例えばM&Aや共同開発などで外部技術を企業内部に導入することを強調する報告がある²⁰⁾。また「インサイド・アウト」については、知的財産権の売却やライセンスなど外部へのアイデアや技術の放出を取り扱っている²¹⁾。また「インサイド・アウト」と「アウトサイド・イン」の両者が同時に見られるオープン・イノベーションを「カップルド型」として概念化がされている。我が国においても、真鍋・安本がオープン・イノベーション論の文献レビューを踏まえ、ふたつのイノベーションプロセスを基にして、戦略オプションを分類するフレームワークを提示している²²⁾

(表2)。彼らは「インサイド・アウト」を「アウトバウンド」、「アウトサイド・イン」を「インバウンド」と呼称している。また両社が併存する場合は「カップルド型」と呼称されている。

③ 価値創造と価値獲得

またオープン・イノベーションにおける「価値の創造」と「価値の獲得」について、前者は技術や製品を開発・製造する段階、後者はそれらを経済的価値に結びつける段階とがある。すなわち前者は競争優位なイノベーションを創造する段階であり、後者はそこから収益を得る段階を意味している。つまり価値創造と価値獲得は別の局面であり、前者は社内、社外のアイデアや知識を利用することによって達成できるが、後者は競争優位なビジネスモデルを確立しなにかぎり達成できない²³⁾。すなわちイノベーションには、これら2局面があることが明らかにされている。オープン・イノベーション研究の課題として、企業の外部環境変化と企業がオープン・イノベーションを活用するかどうかは区別して考察すべきであるとしている²⁴⁾。すなわち仮にすべての企業が共通の外部環境に中にある

表2 オープン・イノベーションの戦略類型

	価値の創造	価値の獲得
知識の方向： アウトバウンド	アウトバウンド型 価値創造戦略 (イノベーション創造)	アウトバウンド型 価値獲得戦略 (イノベーション収益化)
知識の方向： インバウンド	インバウンド型 価値創造戦略 (イノベーション創造)	インバウンド型 価値獲得戦略 (イノベーション収益化)

出所：真鍋誠司・安本雅典（2010）「オープン・イノベーションの諸相」『研究技術計画』Vol.25、(1)p.17、図2を修正して転載。

表3 標準の伝統的分類

	デファクト標準	デジュール標準	コンソーシアム標準	フォーラム標準
標準の決定場所	市場競争	公的標準化機関 ISオープン・イノベーションEクローズド・イノベーション TU など	特定方式を推す少数の企業グループ	特定方式の標準化のための標準化機関
開放度	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的
決定時期	製品化の後 (事後)	製品化の前か後 (事前中心)	製品化の前 (事前中心)	製品化の前 (事前中心)
標準化の特性	競争的	公共的	協調的	民主的

出所：山田英夫（1997）『デファクト・スタンダード』文眞堂、竹田志郎・内田康郎・梶浦雅己（2001）『国際標準と戦略提携』中央経済社、などから筆者作成。

ても、各企業に差別化をもたらすのは、各企業独自の能力に依存するというのである。

3. 標準について

(1) 標準の概要

標準（Standard）は、規格や基準とも呼ばれるが、共通に利用可能なシステムを意味している。産業・技術に関わる標準の定義は、ISO（International Organization for Standard: 国際標準化機構）によれば、「科学、技術、検査の統合的結果に基づき、それによって影響される全てのステークホルダーの協力と合意によって記述され、一般公開された技術的な仕様あるいは文書であり（中略）認証機関で承認されたもの²⁵⁾」である。

一般に周知となっている伝統的な標準の分類として、デファクト標準、デジュール標準、またコンソーシアム標準、フォーラム標準がある。これらはそれぞれが標準の決定場所がどこであるのかを示しているが、それ以上の意味づけするものではないことに注意すべきである（表3）。後述するように、近年では標準の形成が本

表4 日本企業の国際標準化の成立状況

成立年次	デファクト標準	デジュール標準	計
1995 ～2000	158件 (68.7%)	72件 (31.3%)	230件
2001 ～2006	93件 (49.5%)	95件 (50.5%)	188件
計	251件	167件	418件

出所：竹田志郎（2008）「業界標準化を求める多国籍企業間競争 経営パラダイムの生成を中心に」『多国籍企業研究』1号、44頁、図表3を転載。

格的な市場形成の前に利害関係者の協議によって決定される傾向を捉えて、デジュール標準、コンソーシアム標準、フォーラム標準を合わせて「コンセンサス標準」として概念化されている。

(2) 標準の変化

近年になり、デファクト標準とデジュール標準の成立状況は変化している。竹田によれば、ICTなどの先端産業について、1900年後半と2000年以降に明らかな標準の変化があり、デファクト標準は減少しデジュール標準は増加傾向

にある²⁶⁾(表4)。また「国際業界標準の形成は電子・電機部門を中心にコンソーシアムなりフォーラムといった共同組織体によって確定する方向にシフトしている」²⁷⁾。すなわち、コンソーシアムやフォーラムで標準化が進められ、それが最終的にデジュール標準化される件数が増加しているのである²⁸⁾。デジュール標準が増加している理由としては、江藤、小野、梶浦が、標準を取り巻く国際環境の変化すなわちWTOのTBT協定発効に伴う国際デジュール標準の地位強化動向と国際標準化機関の制度緩和にともなう公的標準の市場化を指摘している²⁹⁾。こうした環境変化がデジュール標準を企業が競争戦略として利用する基盤を形成していると言えるであろう。

(3) デファクト標準

一方で、デファクト標準の件数は相対的に減少している。このことに関連すると思われる現象として、後述するようにデファクト標準獲得によって収益化を図ることが難しくなっていることが示唆されている。わが国の標準の競争戦略に関する研究は、先述したようにデファクト標準を中心にして進められてきた。そして標準と収益化の関連は、当初は随伴するものとして取り扱われてきた。すなわち標準を獲得すれば、競争優位が構築でき、必ず収益を得ることができるという前提で論じられてきた。このような研究の前提は標準を得ることが収益化に直結するというものであった。

しかし2000年以降になると様相は一変し、標準を獲得しても収益化に結びつかない事例が出現してくる。山田英夫も後年になるとデファク

トをとっても利益に結びつかないことを取りあげている³⁰⁾。その理由として、①スキミング・プライスが取りにくくなってきた、②成熟期に市場が急速に縮小する、③特許収入が期待できない、④オープンな規格が歓迎されるようになった、を挙げている³¹⁾。これらは市場環境が変わり、従来のデファクト標準の取り方では収益化できる競争戦略が構築できにくくなってきたことを示唆している。つまり「デファクト標準による独占支配の達成は困難になっている」のである³²⁾。

その後の研究ではこうした標準と収益化の不一致が指摘されることが少なくない。例えば柴田は「デファクト・スタンダードの掌握は市場導入期において影響を与えるが、長期的な利益の源泉となるわけではなく、過当競争などで利益率は悪化する³³⁾」と述べ、長期的な競争戦略の構築を提唱している。また山田肇も「競争的な市場でデファクトの地位を獲得するためには、有効なビジネスモデルを技術戦略と連動して作り出す必要がある³⁴⁾」と述べている。このように、デファクト標準を獲得するだけでは収益確保が難しくなったことが、デファクト標準が減少している理由のひとつであることを示唆している。

(4) コンセンサス標準

先述したように、デファクト標準が減りデジュール標準が相対的に増加する中で、コンソーシアム標準、フォーラム標準といった製品上梓前に利害関係者が協議して策定する事前標準の事例が増えている。こうした動向は、デジュール標準化において、またその前にコンソーシアムやフォーラムにおいて標準が利害関係者の

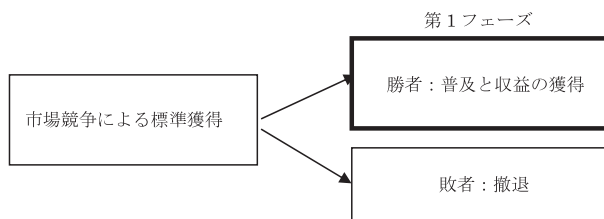
協議で策定されるために「コンセンサス標準化 (Consensus Standardization)」という概念化がなされている。これら一連の研究では、コンセンサス標準化について事例研究が紹介され、デファクト標準化に代わりデジュール標準化が戦略的に活用されていることを明らかにしている³⁵⁾。

周知のように、従来ではデジュール標準は成熟した普及技術の後追的に公式化するという事後標準と見なされてきた。しかし事前に協議

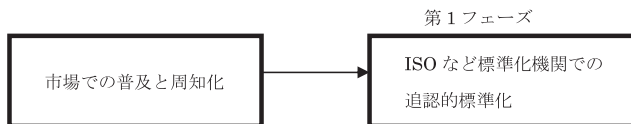
して決定していくコンセンサス標準化がデジュール標準の動向となり、製品上梓前に技術標準を策定するようになった。また典型的なデファクト標準とコンセンサス標準では、形成プロセスが異なり競争構造も異なっている。

図1は、3種類の「標準による競争優位なビジネスモデル形成プロセス構造」を表している。従来型の標準としては、いわゆるデファクトとデジュールの標準類型が示してある。まず伝統

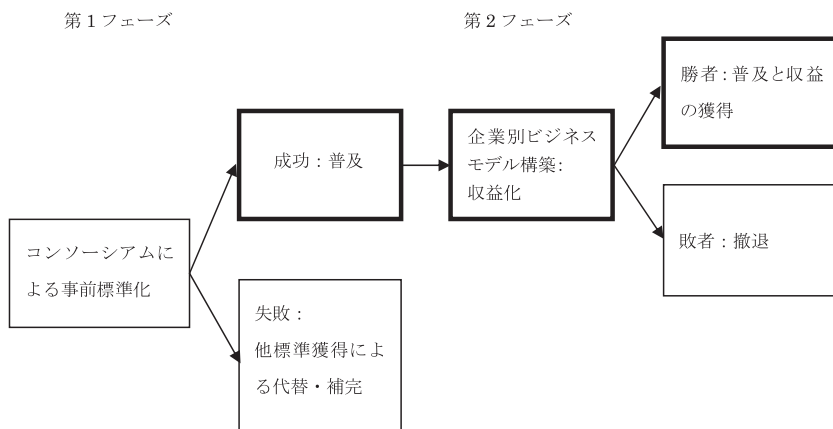
第1の類型：伝統的デファクト標準型



第2の類型：伝統的なデジュール標準



第3の類型：コンセンサス標準



出所：Kajiura(2010)、梶浦 (2008) 等から作成。

図1 標準のビジネスモデル形成構造

的なデファクト標準は、市場競争によって決定され、そのメカニズムは単純な1フェーズ構成であり、価値創造と価値獲得は同期的である。また伝統的なデジュール標準は、市場において普及が浸透した既存技術を追認的に標準化するものであり（事後標準）、メカニズムは単純である。この場合は開発企業にとっては価値創造と価値獲得が一応完了してから、公共的ベネフィットの見地から新たなイノベーション実現が行われると考えられる。しかし近年にみられるコンセンサス標準のメカニズムはそうではない。それは2フェーズ構成であり、第1フェーズは「事前標準化の場」であり、このプロセスは価値創造のフェーズと捉えることができる。第2フェーズは各社が独自のビジネスモデルによって競い合う「競争の場」である。このフェーズは、創造した価値を経済的成果に結びつける価値

獲得のフェーズと見做される。

ICT分野では、コンセンサス標準化のプロセスにおいて標準化機関やコンソーシアムが数多く形成されている。これら組織では、それぞれの技術分野において秀でた専門企業が連携して標準化を進めている。こうした企業はまず外部組織でコンセンサス標準を形成し、技術を統合化・共通化してから普及することによって、効率的に市場を創生し、つぎにそれぞれ独自のビジネスモデルを構築し市場競争によって事業収益を得ようとしている。つまりコンセンサス標準化は企業にとっては、従来型のデファクト標準化の代替策であり、また伝統的なデジュール標準化において特徴的な生硬で時間の掛かる手続きを、柔軟で効率的な市場志向な形に転換させている。

※ 次号(241号)に続く…

引用・参考文献

後編(241号)に合わせて掲載する。

脚注

- 1) 伊丹敬之(2009)、西野和美(2010)。
- 2) 「イノベーションを首尾よく推進することができ結果として立派な技術をもちえたとしても(中略)競争優位と利益に結びつけるのは別個の課題であり、容易でない課題である」榊原清則・香山晋編著(2006)4頁。
- 3) Teece, D. J. (1986)
- 4) Teece, D. J. (1986) p.287.
- 5) Chesbrough, H. (2003)
- 6) Chandler, A.D., Jr. (1990), Buckley, P.J. and Casson, M. (1976)
- 7) Chesbrough, H. (2003) 10-13頁。
- 8) Chesbrough, H. (2003) 7頁。
- 9) Chesbrough, H. (2003) 8頁。
- 10) Chesbrough, H. (2003) 104-120頁。
- 11) Chesbrough, H. (2006) 165-166頁。
- 12) Chesbrough, H. (2006) 162頁。
- 13) Chesbrough, H. (2006) 138頁。
- 14) Chesbrough, H. (2003) 165頁, (2006) 10頁。
- 15) Chesbrough, H. (2006) 21頁。
- 16) Chesbrough, H. (2003) 166頁。
- 17) Chesbrough, H. (2006) 100頁。
- 18) Chesbrough, H. (2003) 181頁。
- 19) Chesbrough, H. (2006) 27頁。
- 20) Chesbrough, H. and A.R. Garman (2009)
- 21) Chesbrough, H. and A.R. Garman (2009)
- 22) 真鍋誠司・安本雅典(2010)
- 23) Chesbrough, H. (2003) 186頁。
- 24) 真鍋誠司・安本雅典(2010) 18頁。
- 25) ISOウェブサイト <http://www.iso.org/iso/home.htm>
- 26) 竹田志郎(2008)
- 27) 竹田志郎(2006) 48頁。
- 28) デジュール標準化に先立つ標準化であるので、事前標準と呼ばれることがある。
- 29) 江藤(2007)、小野(2008)、梶浦(2005)
- 30) 山田英夫(2008) 第13章。
- 31) 山田英夫(2008) 349-352頁。
- 32) 新宅純二郎・江藤学編(2008) まえがき。
- 33) 柴田高(2000)
- 34) 山田肇(2001)
- 35) 梶浦(2005)、新宅・江藤(2008)

標準化センター主催講演会を開催（6月13日）

標準化センターで2年に亘り企画・開催している、標準化活動啓蒙のための講演会の第5回を、大阪工業大学大学院知的財産研究科教授平松幸男氏を講師にお迎えして機械振興会館（東京、港区芝）で開催しました。ご自身の企業での標準化活動経験を含む「企業の競争力強化に向けた標準化と知的財産の活用」と題する講

演会には23社より56名の参加があり、大変盛況でした。次回は、9月12日（水）に大阪工業大学情報センター客員教授 小町祐史氏をお招きしてご講演を頂く予定です。



クールビズスタート

当協会では地球温暖化防止に貢献できるようクールビズを毎年実施しております。今年も「地球温暖化防止「国民運動」に関する電機・電子関係団体業界統一行動基準」（別添資料参照）の下に、節電とクールビズを実施いたします。

皆様のご理解とご協力を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

■実施予定期間

5月1日（火）～10月31日（水）

*終了時期については、気候状況等により変更もあります。

■実施施策

- 会議室の室内の冷房温度については、28度といたします。
当協会へはノーネクタイなど軽装でお越しください。
- 当協会職員は軽装（ノーネクタイ、ノー上着）で執務させていただきます。
- 会議室・執務室・エントランスは一部消灯を実施し、受付案内ボードについても消灯を行います。また、原則として昼休みの時間帯は執務室・会議室の消灯いたします。
- 会議・打合せ等につきましては、原則として17時に終了するようご協力をお願いいたします。

“ネクストドキュメントフォーラム2012” JBMIAセッションを開催

ドキュメントマネージメントシステム部会 部会長
伊藤 泰樹

ドキュメントマネージメントシステム (DMS) 部会は、ドキュメント分野の最新動向や先端ドキュメント技術の情報、先進活用事例を発信し、毎年注目されている“ネクストドキュメントフォーラム2012”（主催：一般社団法人日本経営協会）に協賛し、JBMIAセッションを開催しました。公文書管理法が施行されて1年が経過したいま、以下のテーマで講演およびパネルディスカッションを行い、公文書管理法の概要や文書事務を取り巻く状況、文書事務の効率化を目指した情報運用の新しい方式の紹介や的確に情報を生成、保存していく仕組みのありかたについて整理し、提言を行いました。



1. セッションテーマ

- 講演 公文書管理、文書事務の効率化を目指した、文書管理の改善
- パネルディスカッション 公文書管理、文書事務の効率化が必要とするもの

2. セッション概要

- 日時 5月25日(金) 13:00～16:00
- 会場 東京ビッグサイト（東京国際展示場）会議棟7階701・702会議室
- 参加人数 95名
- 参加費 無料

3. セッション内容

<p>【講演】 公文書管理、文書事務の効率化を目指した、文書管理の改善</p> <p>業務を通して生成する情報の90%は、非定型な作業や書式で生み出されています。それらを効率的に保存し、活用していくための情報運用の方式として、Case Managementが注目されています。その活用について、例を交えて解説いたしました。</p>	<p>講師 DMS部会 部会長 ㈱日立コンサルティング 伊藤 泰樹氏</p>  <p>〈プロフィール〉 1985年、㈱日立製作所に入社。財務や会計などの帳簿・証憑の保管に関するシステム作りを歴任。2006年10月より、㈱日立コンサルティングで企業の情報流通関係のコンサルティングに従事。</p>
<p>【パネルディスカッション】 公文書管理、文書事務の効率化が必要とするもの</p> <p>公文書管理法の施行から約一年、従来からの情報公開法に基づく文書管理システムを活用しつつ、将来の国民への説明を果たしていく業務・システムが求められています。しかし、紙への依存性の高さから説明や業務ノウハウの維持に必要となる情報を遺失したり、業務の効率が落ちていたりしています。それらを解決し、適格に情報を生成、保存していく仕組みのありかたについて、広く一般的に扱われている手法から整理し、提言いたしました。</p>	<p>モデレーター、パネラー DMS部会 会員</p>  <p>〈紹介〉 DMS部会は、昭和62年以来一貫して企業の経営力強化を果たす有効手段として“文書管理システム (DMS)”を提唱し、文書の生成、保存から破棄までの「文書サイクル」の最適化実現に向けた開発と普及に取り組んでいます。また部会会員は、文書管理のシステム構築に関するベンダーやシステム担当者が集結し、経営視点のみならず利用者視点からもこれら文書管理のありかたを検討しています。</p>

JBMIAフォーラム2012開催

広報委員会

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会広報委員会では、平成24年6月7日(木)大手町サンケイプラザにおいて、情報共有及び委員会・部会の更なる活発化と、一般への情報発信のために、「JBMIAフォーラム2012」を開催いたしました。

第7回目となる今回のフォーラムでは、午前10時から4つの会場に分かれて各委員会・部会から14駒の活動成果発表会が開かれました。(題名、発表者はプログラムをご参照ください。)

また、午後1時から、中岡正喜(キャノン株式会社専務取締役)広報委員長から挨拶があった後、JPモルガン証券株式会社 経済調査部長 マネージングディレクター・チーフエコノミスト 管野雅明様から「今後の経済・金融動向について-貿易収支赤字化のマクロ経済的考察-」と題して基調講演を行っていただきました。また、経済産業省 通商政策局 経済連携課長 渡

辺健様から「経済連携協定(EPA)の最近の動向について」と題してご講演をいただきました。

また、今回は当フォーラム初の試みとして、電子ペーパーコンソーシアムにてパネルディスカッションを、技術委員会にて移動・転倒リスク低減に関するパネル展示を行いました。

各セッションに多くの皆様のご参加をいただき、成果発表と基調講演への延べ参加者は753名となりました。講演、成果発表の労をお取りいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。また、当日会場にご来場いただいた皆様にはアンケートにご協力をいただき、ありがとうございます。いただいた貴重なご意見は、今後のより良いフォーラムへの改善に向けて参考にさせていただきます。

次回の「JBMIAフォーラム2013」は来年の平成25年6月14日(金)の開催を予定しております。多数のご来場をお待ちしております。



基調講演の様子 (JPモルガン管野様基調講演④、中岡広報委員長挨拶⑤)

JBMIAフォーラム2012プログラム

	A会場(311/312会議室)	C会場(301/302会議室)	D会場(303会議室)	S会場(201/202会議室)
10:00	A-1 調査統計委員会 「第3回インドオフィス調査報告」 小西 彰洋氏 (パナソニックシステムネットワークス)	C-1 知的財産委員会 「クラウドサービスにおける法的論点」 堀田 和男氏 (ブラザー工業)	D-1 標準化センター 「事務機器における認知系障害配慮点」 浅田 業美江氏 (富士ゼロックス)	S-1 技術委員会 「長周期地震動等に対する室内安全対策について」 水村 一明氏 (東京消防庁)
11:00	A-2 調査統計委員会 「訪印報告～南インドのオフィスと出力関連ビジネス」 三原 章夫氏 (富士ゼロックス)	C-2 SC17国内委員会 「カード利用時のアクセシビリティ向上のための標準化への取り組み」 中澤 明氏 (日本電産サンキョー)	D-2 技術委員会 「植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止する総務省指針への対応」 渡辺 栄治氏 (東芝テック) 浜 範夫氏 (セイコーエプソン)	S-2 技術委員会 「移動・転倒リスクの低減方法」 五野 克昭氏 (コニカミノルタビジネステクノロジーズ)
12:00	休 憩			
13:00	開会のご挨拶 広報委員会委員長 中岡 正喜 (キヤノン) A-3 基調講演 「今後の経済・金融動向について－貿易収支赤字化のマクロ経済的考察－」 菅野 雅明氏 (JPモルガン証券株式会社 経済調査部長マネージングディレクター・チーフエコノミスト)			
14:00	A-4 経済産業省講演 「経済連携協定 (EPA) の最近の動向について」 渡辺 健氏 (経済産業省通商政策局経済連携課長)	C-4 調査統計委員会 「インドオフィス調査報告 補完編」 小西 彰洋氏 (パナソニックシステムネットワークス) 三原 章夫氏 (富士ゼロックス)		
15:00	A-5 電子ペーパーコンソーシアム パネルディスカッション: 「電子ペーパーは未来を拓くか～電子ペーパー市場が立ち上がるためには何が必要か」	C-5 ドキュメントマネージメントシステム部会 「Case Managementによる非定型業務の情報保全、管理」 伊藤 泰樹氏 (日立コンサルティング)	D-5 BMLinkSプロジェクト委員会 「BMLinkS第7期活動報告と今後の方向性」 江尻 征志氏 (キヤノン)	
16:00	パネリスト: 坪田 知己氏 (コロボトリエ) 鈴木 明氏 (千葉大学) 矢口 博之氏 (東京電機大学) 福田 光弘氏 (前RG3副主査)	C-6 ページプリンタ部会 「インド・プリンタ及び消耗品市場分析報告－2011」 堀 隆史氏 (キヤノン)	D-6 流通情報システム機器部会 「次世代POSシステムの調査・研究～アパレル専門店市場に見る課題」 菊地 辰成氏 (東芝テック)	

WTO ITA 15周年記念シンポジウム出張報告

国際委員会通商問題小委員会
長野 二郎

5月14、15両日、ジュネーブに本部を構える世界貿易機関（WTO）で1997年7月から発効した情報技術協定（ITA）の15周年記念シンポジウムが開催され、中西専務理事と通商問題小委員会から私の二人が出席の為出張させて頂きました。

ITAは1996年12月のシンガポール閣僚会議で宣言され、遅くとも2000年1月までには加盟

国は対象品目の関税を撤廃することを約したWTO協定の一つですが、JBMIAは2008年5月にITA該当3品目にEUが課す関税が同協定違反であるとして日米両政府が共同提訴した際の業界側当事者です。ITA15周年記念シンポジウムでのITA拡大テーマへとつなげることが出来た要因の一つは、このWTO提訴での勝訴にあることは疑いの無いところです。

JBMIAは、1月中旬に情報セキュリティとITAを含めた国際問題をテーマとしてワシントンDCにミッションを派遣し、米国情報技術産業協議会（ITI）、米国通商代表部（USTR）、商務省（DOC）と会議を持ちました。とくにUSTR、DOCという米国の通商関係省庁は、日本の民間産業団体であるJBMIAに対してDirectorクラスの幹部が出席されるという破格の対応をして頂きました。その調整をして頂いた御礼として、ITIのNeuffer副会長他を夕食にお招きしたところ、シンポジウム直前の13日で超多忙ななかであったにも拘わらず快くお受け頂き、ITA拡大関連の直近の情報交換とともに、日米産業団体同士の貴重な国際交流をすることが出来ました。



WTO本部前にて（筆者）

14日のITAシンポジウムはPascal Lamy事務

総局長による歓迎スピーチを皮切りに、Bershefsky元USTR長官、JEITAの中鉢副会長による基調演説でスタートしました。1996年に14カ国・地域により署名されたITAが、今日では74カ国・地域の加盟を数え、5,000億USドルの貿易規模から2010年には約3倍の1兆4,000億USドルにまで急成長を遂げたこと、先進国と途上国間で成功裡に交渉されたウルグアイラウンド後の最初の部門別協定であったことともに最初の特定分野別貿易自由化協定であったというITAの歴史を踏まえたうえで、今日のIT製品がグローバルサプライチェーンの中で製造されていること、ITに関わる経済メリットの80%がIT製品／システムの採用から産まれることにより、ITAが先進国だけではなく、途上国にも大きな経済的、社会的恩恵を与えるものであることが強調された内容で戦略的に非常に有効なアプローチであると考えられます。

基調演説で示された明確な方向性に沿って、タイ、コスタリカ、ペルー、マレーシア、台湾、ケニヤ等の産業団体や政府代表、Intel、Corning、



WCO会議場にて（中西専務理事）

Cisco、HP等の企業代表、WTO事務局からの演説が行われました。途上国におけるIT分野の急発達には目を見張るものがあるとともに、その演説内容だけではなく、自信にあふれた演説姿勢も非常に印象的であり、世界が変わりつつという実感のなかで日本の企業人としての在り方に対して思うところがあったと認めざるを得ません。なお、JEITAからはJBMIAの国際委員会委員でもある谷井氏が代表として演説されています。唯一インド代表だけが、ITA拡大に対して消極的な姿勢を示しましたが、これとでも、全員が積極的姿勢を示すなかで敢えて自らの見解を述べる機会が与えられたという点で、公平である印象を全体に与えるものとなりました。なお、驚いたことに、広い大会議場においてJBMIAにはLamy事務総局長の真正面、前から6番目という特等席が用意されていました。

2日目の15日は、ITA拡大の今後の方向について、ITI、DIGITALEUROPE、ICC、ESIA等の産業団体代表による演説、パネルディスカッション等が午前中行われ、午後は政府関係者だけによるITA委員会公式会合が開催されました。同委員会においては、具体的な議論を始めるべきだという声が各国政府から多数上がり、交渉の実質開始が合意されたとの情報が入っています。午後、中西専務理事と私はブリュッセルに移動しました。

16日午前にはWCO本部に御厨事務総局長を訪問し、WCOのHS委員会における複写機・複合機関税分類問題におけるご協力、WTO提訴に

おける中立・公正な立場からのWCOのご支援に対して御礼を申し上げるとともに、直近のITAシンポジウムの内容を中西専務がご報告、Bershefsky 元USTR長官も基調演説で指摘しましたが、ITA拡大におけるHS関税分類の果たす重要な役割についてのJBMIAの認識をご報告させて頂きました。JBMIAの訪問に、貴重なお時間を割いて頂いたことに深く感謝するとともに、調整に携わって頂いた方々へ御礼を申し上げさせて頂きます。午後はJMCを訪問、住田所長から、ITAシンポジウムに関するご報告と意見交換、ITA拡大成功の為に今後産業界がすべきこと、出来ること等について貴重なご示唆を頂きました。

3泊6日という強行軍での欧州出張ではあり

ましたが、JBMIA企業をはじめ、我が国ハイテク企業が多大の恩恵を受けるであろうITA拡大成功に向けて、これから重要な役割を担うはずの世界中のキーパーソンにお会いし、JBMIAとしての意見交換をすることが出来、ITA拡大に積極的に関与する産業団体としての国際的なプレゼンスがより確かなものとなったという点で、充実した内容の欧州出張になったと判断出来ます。

今後は、ITA拡大のマルチな政府交渉段階に入り、対象品目リストの具体化に向けて、官民、国民の更なる国際協力が求められてくるはずです。JBMIA事務局、国際委員会委員、通商問題小委員会委員、各製品部会委員の皆様のご支援を何卒宜しくお願い申し上げます。

閑話十題

御成門の交差点から芝公園に入ると、両脇のベンチを前景として、正面に東京タワーが見える。カメラを向けている人を時々見かけるが、港区民でも何でも無い身ではあるが、その度に、少し誇らしくなる。「いつも見ているんだぜ」、というような（まるで意味のない）気持ちである。

芝公園は、増上寺と東京プリンスホテルを真ん中に抱え、その周辺をドーナツのように囲む、細くて、長い、大きな公園である。WEBに記載されているアクセス案内を見ると、JR「浜松町」下車徒歩12分、地下鉄三田線「芝公園」下車徒歩2分、同「御成門」下車徒歩2分、同浅草線・大江戸線「大門」下車徒歩5分、同大江戸線「赤羽橋」下車徒歩2分とある。

JRはともかく、地下鉄の、芝公園、御成門、大門、赤羽橋の、どの駅からも至近距離にある

訳で、芝公園が大きく環状になっていることが分かっていないと、この案内から芝公園の場所を想像するのは難しいかも知れない。芝公園自体の住所も、港区芝公園1・2・3・4丁目とになっていて、誠に壮大である。

ベルリ提督像、伊能忠敬記念碑、芝丸山古墳と見所にも事欠かないが、何よりベンチが多く、天気の良い日などは、ベンチに座って昼食を食べるサラリーマンをよく見かける。JBMIA恒例の花見も、東京タワーの足下にある芝公園で開催してきた。特にお奨めは、増上寺正門から港区役所、薬科大学前あたりまでの、日比谷通りに沿った細長い箇所である。樹齢100年は有に超えていると思われる大木に囲まれて、昼なお暗く、とても、都会の真ん中にいるとは思えない静けさである。 (10)

最新技術で星空散歩 in プラネタリウム “天空”

コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)
広報委員 高橋 里実

東京に誕生した新名所「東京スカイツリー®」。オープンして早2カ月、賑わう東京の下町に、この夏、足を運ばれてみてはいかがでしょうか？新しい下町をイメージしたという「東京スカイツリータウン®」の中には、多彩な店舗や「すみだ水族館」などの施設が充実しています。

今回私どもがお薦めしたい「コニカミノルタプラネタリウム “天空” in東京スカイツリータウン」は、東京スカイツリータウンの中のイーストヤード7Fに位置しております。この愛称は、星がきらめく大空と、その広がりや高さのスケール感を表現しています。また「高く広がる無限の空間」というその意味には、360度映像によって繰り広げられる、星空の空間、夢の空間、癒しの空間、音の空間など、無限の可能性

を秘めた多機能型ドームシアターへの想いが込められています。

“天空”では観客席にもこだわっています。浮遊感のある座り心地の良い座席、プラネタリウムでは初めての背もたれにメッシュ素材を採用。これにより、ハンモックに近い感覚が得られ、宇宙空間に漂うような浮遊感を味わうことが出来ます。

また、リラックスして星空を眺めていただけるよう、リクライニングはもちろん、ワイドヘッドレストになっています。ひじ掛けが、飛行機や新幹線の座席のように上がるので、全ての席がカップルシートとしてお使い頂くことができます。

装置としては、美しくリアルな星空を映し出す光学式プラネタリウム「INFINIUM（インフィニウム）S」と、従来のプラネタリウムでは表現しきれなかった立体宇宙をダイナミックな映像で再現するデジタルプラネタリウム「SUPER MEDIAGLOBE（スーパーメディアグローブ）- II 4K」が組み合わせられた、統合型プラネタリウム「GEMINISTAR（ジェミニスター）III TENKU」が導入されています。

東京スカイツリーから東京ソラマチへは、連絡通路で繋がっています。レストランや甘味処、カフェなどが建ち並ぶ中、“天空”があります。



プラネタリウム “天空” 入口

施設内はブルーとホワイトの光で幻想的な演出となっており、そこから繋がるトンネルを抜けるとプラネタリウムドームが広がり、いよいよ宇宙空間への出発です。

このプラネタリウムドームでは、作品をより楽しんでいただくために、座席がなだらかな階段状に設置されています。そのため、星の位置を忠実に再現するという水平型の利点を持ちながら、映像を投映する際には正面に映像が見えることで、作品に集中でき、より映像の世界へ入り込んだ感覚を体験いただくことができます。まるで星に手が届き、宇宙の中をふわふわと浮きながら、散歩しているような感覚にとらわれます。

さらに、美しい星空と映像、心やすらぐ音楽を、アロマの香りとともに贈りする「ヒーリングプラネタリウム」を毎日上映しています。世界でここにしかないオリジナルな香り発生器

により、場面に合わせて香りが変化します。20時と21時の時間設定ですので、お仕事帰りにもお楽しみいただくことができる、大人のためのリラクゼーションプログラムです。

作品は、1日に複数が上映されています。オープニング記念作品「星空は時を越えて」は、江戸時代の町並みや星空を、臨場感たっぷりに体感して頂くことができます。江戸時代の星の輝きは、今の東京の空では考えられません。昔と今の星空は何も変わっていないはずですが、現代は街灯やビルの明かりが多すぎて、星の輝きが寂しくなったことを実感します。またフジテレビとのコラボ作品「めざまし☆プラネタテレビ めざましくんの宇宙ナビ」では、テレビでおなじみの「めざましくん」が登場します。ぜひ、ご家族やお友達と、星空散歩をお楽しみいただきたいと思います。日常を離れた幻想的な空間で、星空の感動をご体験ください。



メインビジュアル

常務理事退任に当たって



林 清輝

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会の常務理事・事務局長を5月29日の総会をもちまして退任いたしました。平成9年10月に着任以来、今日まで会員の皆さま、事務局の皆さまに支えられた14年余りでしたがあつという間の14年でもあり私のサラリーマン人生の3分の1を協会事務局で過ごしたことになり、このことは私自身ビックリしているところです。この間、いくつかの節目の仕事に携わりましたがその中で思い出に残る業務を2～3ご紹介させていただきます。

1つ目は、事務機械工業会から現在のビジネス機械・情報システム産業協会への変更です。事務機械業界の業態の変化に合わせて名称を変更することになったのですが、現在の名称に落ち着くまで企画委員会で何度も議論し、当時の通商産業省との調整などを経て誕生しました。新名称には他の団体には中々見られない「・」が付いていますが、ビジネス機械と情報システム産業を密接に関連付けるため、法的意味を持たせることで誕生したのが「・」です。当時は「・」の説明を何度も繰り返し行ったこと、また、「名称が長過ぎる」、「短い呼び方はできないのか」、「読み方の略称は」、「電話の取り次ぎも大変」などという指摘を受けましたが、最近では「JB Mia」が極普通に語られるようになり、名称の変更に関わった者として広く認知されたとの思いです。

2つ目は、会費制度の改訂です。着任した当時は会員の会費の算定は、事務機分野の生産額をベースに行っていましたが、会員の生産拠点

が海外に移転していくなか、生産額の減少による会費の減少を受け会費制度の見直しを行ったことです。会費は団体としての根幹であることから、2年近く企画委員会で議論を重ね、時には合宿等も行い現在の会費制度に変更したことです。特に、会員企業の売上を考慮し、何度もシミュレーションを繰り返し現在のテーブル表に辿り着いたことなど、懐かしくもあります。

3つ目は、事務所の移転です。以前は虎ノ門にありましたが平成16年7月に現在の御成門に移転しました。移転に際しては、複数の不動産屋を通じて物件情報と現場確認を合わせて100件以上見たと記憶していますが条件に見合う物件が少なく、そんな中から現在の事務所を選定していただき、事務所の引越準備と移転の大変さを体験しました。また、いざ移転してみると、事務所レイアウト、交通の便、飲食店の数、銀行・郵便局等日常業務に関連する施設が遠いなど、いろいろご指摘をいただいたことです。その他の業務としては、40周年、50周年の記念事業、一般社団法人への移行などがありましたが、その都度、会長・副会長をはじめ会員の皆さま、専務理事、事務局の皆さま、関係官庁、関連団体等多くの皆さまのご指導・ご支援・ご協力をいただき、常務理事・事務局長を卒業することが出来ました。心より感謝するとともに厚く御礼を申し上げます。

最後になりましたが、事務機業界と会員企業の益々のご繁栄を祈念すると共に、中西専務理事、松波常務理事を中心に事務局の更なる発展をお祈りし、退任のご挨拶とさせていただきます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

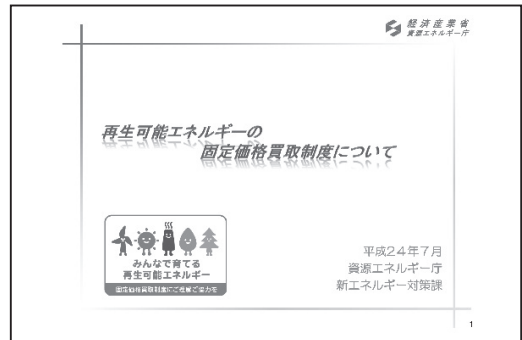
第177回通常国会において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が2011年8月26日に成立しました。

この法律は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、2012年7月1日からスタートします。制度の詳細に関する省令・告示を2012年6月18日に公布されました。

新制度の概要資料は資源エネルギー庁のWebサイトからご覧いただけます。併せて下記

URLをご参照ください。

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/dl/120522setsumeipdf>

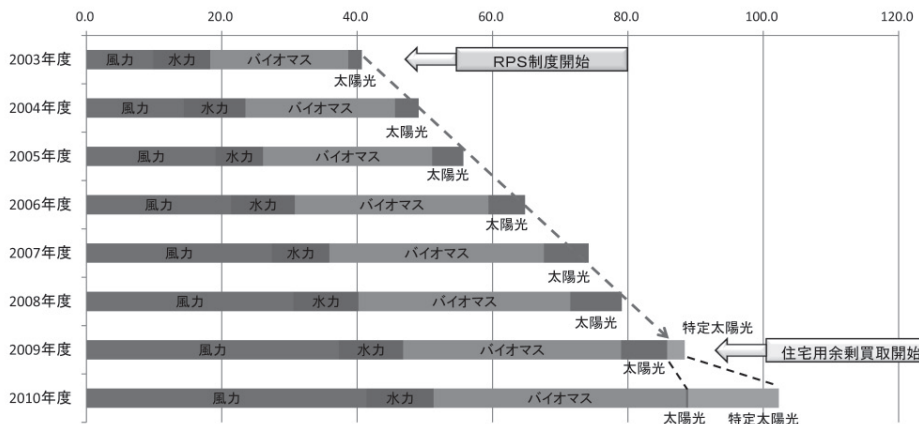


RPS制度の導入と再生可能エネルギー電力供給量の推移



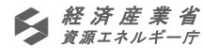
- 2003年に、電力会社に一定量の再生可能エネルギーの活用を義務づけるRPS制度を導入。その後、再生可能エネルギーによる電力供給量は倍増している。

再生可能エネルギー等発電量（電力会社による調達量）の経年変化（億kWh）



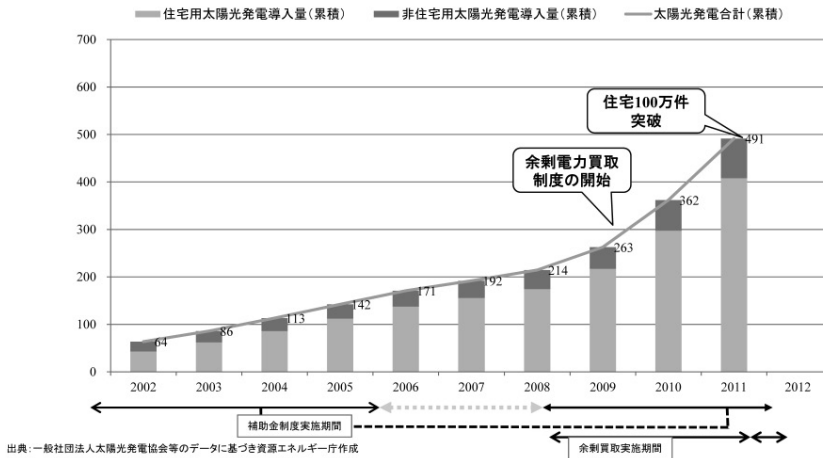
※本データはRPS法の認定を受けた設備からの電力供給量を示したもので、RPS法施行前の電力容量、RPS法の認定を受けていない設備から発電された電力量、及びRPS法の認定を受けた設備から発電され、自家消費された電力量は本データには含まれない。
 ※平成21年11月より余剰電力買取制度の対象となる太陽光発電設備は特定太陽光として算出。

余剰買取制度の導入と太陽光発電の導入量の推移



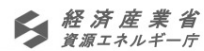
- 2009年には、住宅用太陽光の分野が、余剰買取制度導入により一足先に固定価格による調達に移行。その結果、制度導入前の2008年で累計約214万kW（約50万世帯）だった太陽光発電の導入量が、施行後3年間で491万kW（100万世帯超）へと倍増。

太陽光発電の導入量の推移

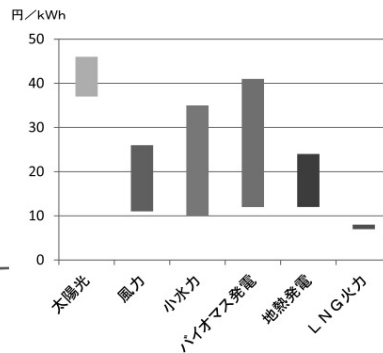
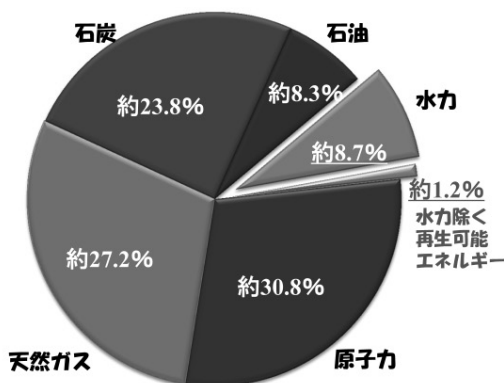


3

日本の電源構成に占める再生可能エネルギーの導入量



- 2010年度の発電電力量のうち、水力発電を除く狭義の再生可能エネルギーは約1.2%。コスト高が課題。
- 再生可能エネルギーには、まだまだ潜在力あり。再生可能エネルギー特別措置法（固定価格買取制度：FIT）の施行をきっかけに大幅導入拡大の道筋をつけることが必要。
→ 今年を「再生可能エネルギー元年」に。

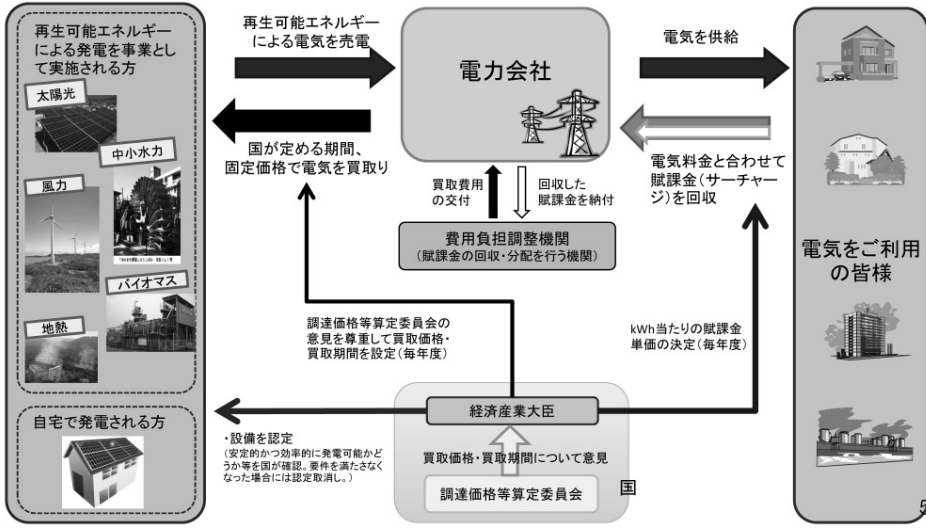


(注)「再生可能エネルギー等」の「等」には、廃棄物エネルギー回収、廃棄物燃料製品、廃熱利用熱供給、産業蒸気回収、産業電力回収が含まれる。
(出所)資源エネルギー庁「平成22年度電源開発の概要」を基に作成

4

固定買取価格制度の基本的な仕組み

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



調達価格・調達期間について

電源	太陽光		風力		地熱		中小水力			
	10kW以上	10kW未満(余剰買取)	20kW以上	20kW未満	1.5万kW以上	1.5万kW未満	1,000kW以上30,000kW未満	200kW以上1,000kW未満	200kW未満	
費用	建設費	32.5万円/kW	46.65万円/kW	30万円/kW	125万円/kW	79万円/kW	123万円/kW	85万円/kW	80万円/kW	100万円/kW
	運転維持費(1年当たり)	10千円/kW	4.7千円/kW	6.0千円/kW	-	33千円/kW	48千円/kW	9.5千円/kW	69千円/kW	75千円/kW
IRR	税前6%	税前3.2%(*1)	税前8%	税前1.8%	税前13%(*2)	税前13%(*2)	税前7%	税前7%	税前7%	税前7%
調達価格1kWh当たり	税込(*3)	42.00円	42円(*1)	23.10円	57.75円	27.30円	42.00円	25.20円	30.45円	35.70円
	税抜	40円	42円	22円	55円	26円	40円	24円	29円	34円
調達期間	20年	10年	20年	20年	15年	15年	20年			

(*1) 住宅用太陽光発電について

10kW未満の太陽光発電については、一見、10kW以上の価格と同一のように見えるが、家庭用についてはkW当たり3.5万円(平成24年度)の補助金の効果を勘案すると、実質、4.8円に相当する。

なお、一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税抜き価格と税込み価格が同じとなっている。

(*2) 地熱発電のIRRについて

地表調査、調査井の掘削など地点開発に一件当たり46億円程度がかかること、事業化に結びつく成功率が低いこと(7%程度)等に鑑み、IRRは13%と他の電源より高い設定を行っている。

(*3) 消費税の取扱について

消費税については、将来的な消費税の税率変更の可能性も想定し、外税方式とすることとした。ただし、一般消費者向けが大宗となる太陽光発電の余剰買取の買取区分については、従来どおりとした。

調達価格・調達期間について

電源		バイオマス						
バイオマスの種類		ガス化（下水汚泥）	ガス化（家畜糞尿）	固形燃料燃焼（未利用木材）	固形燃料燃焼（一般木材）	固形燃料燃焼（一般廃棄物）	固形燃料燃焼（下水汚泥）	固形燃料燃焼（リサイクル木材）
費用	建設費	392万円/kW		41万円/kW	41万円/kW	31万円/kW		35万円/kW
	運転維持費（1年当たり）	184千円/kW		27千円/kW	27千円/kW	22千円/kW		27千円/kW
IRR		税前1%		税前8%		税前4%		税前4%
調達価格 1kWh当たり	調達区分	【メタン発酵ガス化バイオマス】		【未利用木材】	【一般木材（含パーム椰子殻）】	【廃棄物系（木質以外）バイオマス】		【リサイクル木材】
	税込	40.95円		33.60円	25.20円	17.85円		13.65円
	税抜	39円		32円	24円	17円		13円
調達期間		20年						

7

電源共通に設ける基準

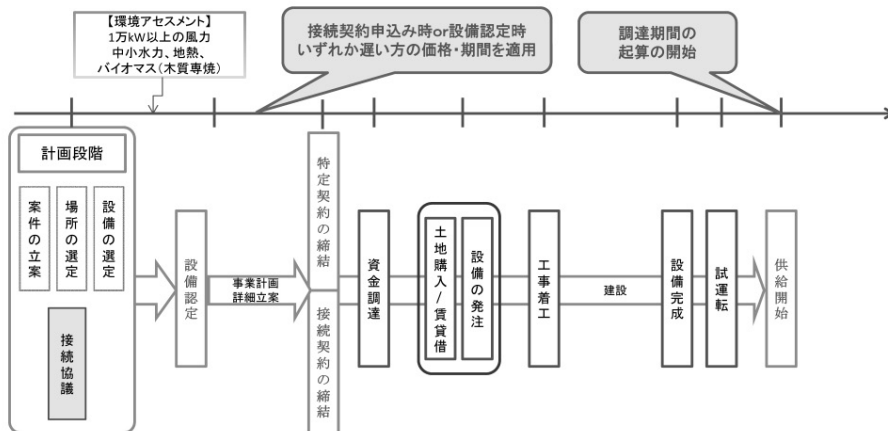


1. 調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を安定的に維持できるようなメンテナンス体制が確保されていること（メンテナンス体制を示す書類（※）を添付すること）。
※ 当該設備のメンテナンスをメーカーや外部に行わせる場合には、当該メーカーや外部に国内メンテナンス体制が常時確保されていること及び問題が生じてから3ヶ月以内に修理作業を開始できること、それぞれを証明する書面をいう。また、発電事業者自らがメンテナンスを行おうとする場合には、発電事業者が上記と同様の対応が可能であることを説明したメンテナンスを行う国内社内体制（技術者の配置状況）を証明する書面をいう。
2. 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること（配線図及び構造図を添付すること）。
3. 発電設備の内容が具体的に特定されていること（製品の製造事業者及び型式番号等当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類、又は、設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること）。
4. 次年度以降の調達価格の算定に当たり、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、当該設備の設置にかかった費用（設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等）の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を記録し、かつ、それを毎年度1回提出すること。ただし、住宅用太陽光補助金を受給している場合は不要。
5. 既存の再生可能エネルギー発電設備の発電機その他の重要な部分の変更により当該設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気の供給量を増加させる場合にあっては、当該変更により再生可能エネルギー電気の供給量が増加することが確実に見込まれ、かつ、当該増加する部分の供給量を的確に計測できる構造であること

8

調達価格等の適用時期

- 適用される調達価格等については、事業計画の円滑な遂行上、極力早期に確定させたいとの要請がある一方、有利な調達価格等を取りあえず確保するため、事業計画策定途上で調達価格等だけ確定させようとする不正事案が生じることも懸念される。
- このため、電気事業者への接続契約申込時又は国の設備認定時のいずれか遅い時点を基準時として、当該年度の調達価格・調達期間を適用することとする。ただし、調達期間の起算時期は、特定供給契約に基づき、電力会社に電気の供給を開始した時点からとなる。



9

その他事項

その他、価格の適用関係

- 価格区分の異なる複数の認定設備を併用する場合の取扱い

複数の種類の再生可能エネルギーの設備を併設する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる設備となっており、それが配線図等により確認できる場合は、それぞれについて個別に設備認定を行い、適切な調達価格を適用する。

合計しか計測できない場合は、適用する調達価格が低い方の設備に適用される価格を採用する。

- 新規及び重要な部分の追加・変更が生じる場合

いったん認定を受けた設備に変更が生じる場合、再度認定を受けなければならない。

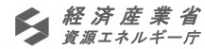
増設・リバウリングによる電気の供給量が明確に計測でき、それが配線図等により確認できる場合、その出力の増加分について、買取対象とすることができる。

認定手続

- 設備認定申請書、必要な添付書類等の提出先は地方経済産業局とする（※）。
※ 件数が多く見込まれる住宅用太陽光発電については、設備認定支援システムを構築し、手続を簡素化（別途マニュアル参照）
- 申請書様式は別途。

10

平成24年度における賦課金の負担水準



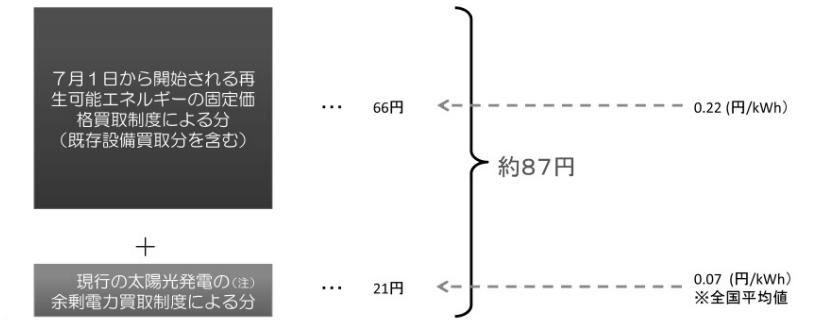
- 本年7月1日より施行される再エネ特措法による、初年度の負担水準は以下のとおり。

標準家庭の場合(月額)

※電気の使用量: 300kWh

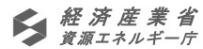
電気料金: 約7,000円 を想定

(参考: kWh当たりの単価)



(注) 現行の余剰電力買取制度は、前年の買取費用を翌年度回収する仕組みを採用。新たな固定価格買取制度は、その年の買取費用をその年に回収し、過不足があれば、年度末に費用負担調整機関を通じて翌々年度に繰り越す仕組みを採用。このため、新制度の導入初年度となる平成24年度については、現行制度の昨年分と、新制度の本年度分の両方が賦課されることとなる。なお、現行制度は、費用負担調整の仕組みを取り入れていないため、地域によって賦課金額が異なる。

賦課金負担の試算に用いた導入見込み量



- 固定価格買取制度について、現在提示している、調達価格・調達期間(案)を実行した場合、経済産業省で把握している開発予定案件、及びこれまでの導入トレンドから推計すると、約250万kWの再生可能エネルギーの導入拡大が見込まれる。

<今年度の再生可能エネルギーの導入見込み>

	2011年度時点における導入量 (出力ベース)	2012年度の導入見込み (出力ベース)	買取対象の電力量
太陽光 (住宅)	約400万kW	+約150万kW (2011年の新規導入量110万kWの4割増)	約32億kWh (現行の余剰買取制度での買取量を含む)
太陽光 (非住宅)	約80万kW	+約50万kW (事務局の把握情報より)	約5億kWh
風力	約250万kW	+約38万kW (直近の年間導入量から5割増)	約7億kWh
中小水力 (1000kW以上)	約935万kW	+約2万kW (事務局の把握情報より)	約1億kWh
中小水力 (1000kW未満)	約20万kW	+約1万kW (直近の年間導入量から5割増)	約0.5億kWh
バイオマス	約210万kW	+約9万kW (直近の年間導入量から5割増)	約5億kWh
地熱	約50万kW	+0万kW	約0億kWh
計	約1,945万kW	+約250万kW	約50億kWh

(出典)・半年度導入量については、太陽光発電はJPEA出荷統計、風力発電はJWPA統計)、その他電源はRPSデータ等より。・2012年度見込みについては、各種前提により資源エネルギー庁推計 12

既存設備の取り扱い

■ 既存設備の取り扱い（余剰電力買取制度の対象設備を除く）

RPS認定の撤回をした設備は、法附則第12条のRPS法経過措置規定の適用も受けなくなるため、新法に基づく設備認定を申請することを可能とする（ただし、電気事業者とのRPS法に基づく調達契約を当事者間の合意により解除できることが前提）。

なお、RPS法に基づく設備認定の撤回の申し出期限は2012年11月1日までとする。

調達価格 = 新規の場合と同一。ただし、補助金（※1）の給付を受けた発電設備については、補助金相当分を除いた価格を適用する（※2）。

調達期間 = 新設に適用される調達期間 - 既に運転をしている期間（*）

* RPS認定設備の場合は、設備認定申請時に申請書に記載した運転開始日を起算点とする

（※1）「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」のいずれかを受給している場合に限る。

（※2）具体的には、以下の算式により算定される。

$$\begin{aligned} \text{調達価格} &= (\text{新設に適用される価格 (円)} \times \text{設備の標準的な発電量 (kWh)} \times \text{残余調達期間 (年)} \\ &\quad - \text{補助金交付額 (円)} \times (\text{残余調達期間 (年)} / \text{調達期間 (年)})) \\ &\quad \div (\text{設備の標準的な発電量 (kWh)} \times \text{残余調達期間 (年)}) \end{aligned}$$

■ 余剰電力買取制度の対象設備

2009年11月より実施している太陽光発電の余剰電力買取制度における対象設備については、法附則第6条により、再生可能エネルギー特別措置法に基づく設備認定を受けたものとし、円滑な新制度への移行を図ることとする。（買取価格、買取期間の変更はございません。）

13

お問い合わせ先

再生可能エネルギーに関する最新の情報は、以下のウェブサイトをご覧ください。

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/>

買取制度

検索



買取制度についてのお尋ねは、
資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室まで

0570-057-333

PHS、IP電話からは、03-5520-5850
受付時間 9:00~20:00（土日祝除く）

10kW未満太陽光発電設備の認定申請（入力支援システム）についてはこちらまで
→ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター（JP-AC）
電話：03-5501-2001
受付時間：平日9:20~17:20

日米EU三極による「サイバーセキュリティと貿易」に関する官民合同会合の開催

JETROブリュッセル事務所
軽機械センター欧州駐在員 矢島 秀浩



1. はじめに

2012年6月20日、ベルギー・ブリュッセルにおいて、「サイバーセキュリティと貿易」をテーマに、日米EU三極の政府、ICT関連業界（JEITA、ITI、DE）、有識者を交えた官民合同会合が開催された。この会合は、サイバーセキュリティを向上させるために、全世界の政府、社会、ならびに産業界に何が求められるのかといったことを念頭に議論がなされた。本稿では、駐在員便りとして、実際に本会合に参加した筆者から臨場感が読者に伝われば幸いである。

2. 会合の概要

本会合では、政府、有識者、ICT関連業界の出席者からそれぞれ次のような意見が出された。

2.1 政府関係者のメッセージ

政府関係者からはセキュリティと貿易のバランスが課題の一方、保護貿易の懸念が示された。

(1) セキュリティの確保が貿易障壁となってしまうといけない。自らの成長を阻んではいけない。

サイバーセキュリティは貿易問題も関わってくる。自国のネットワークを保護するのに自国だけでは十分でなくなっている。セキュリティの確保のために自らの成長を阻んではいけない。貿易障壁を生んではいけない。

(2) ITの公共調達において国際的な制度を活用すべき。各国による制度の参加が大事。

ITの公共調達においてサイバーセキュリテ

ィの国際的な評価・認証制度であるコモンクライテリアを活用している。多くの国のコモンクライテリアの参加が大事である。

(3) 産業界の参加が大事。

サイバー攻撃への対応については、ICT関連業界をはじめとして産業界の参加が大事だと考えている。各国のリソースの問題もある。業界の関与はますます重要となってくる。

2.2 有識者のメッセージ

有識者からは新興国に対するベストプラクティスの提示と教育・普及の重要性が示された。

(1) セキュリティの規制にはビジネスから見て公正なルールが期待される。

セキュリティの規制は保護貿易効果をもたらしてしまうところがある。ビジネスから見ると公正なルールが期待される。オープンで被差別ルールの前提に立って最近の状況を見ると、貿易障壁的措置を取っている国もあり、被害を被っているセクターもある。WTOのルールに則ってバランスの取れた措置を講じていくことが大事である。

(2) 新興国にはベストプラクティスを示すことが大事。

セキュリティの問題は社会に対する直接的な脅威になる。新興国に対してベストプラクティスを知らしめていくことが大事である。ライセンス、認証、基準を構築していく際に公正な措置であることが必要である。

(3) ICT関連業界による教育・普及が期待される。

サイバーセキュリティはICT関連業界による教育・普及が期待される大事な分野である。

2.3 ICT関連業界のメッセージ

ICT関連業界からはグローバルスタンダードの活用が強調された。

(1) イノベーションが阻まれてはいけぬ。

業界では自国のセキュリティを担保したいという議論に対し、イノベーションが阻まれることがないように主張してきた。

(2) 新興国のニーズを汲み取ってノーマライズすることが大事。

新興国によってサイバーセキュリティに求めているものは異なり、ノーマライズすることが大事である。専門家に聞いたが、標準規格を使い、ベストプラクティスを採用するしかない。ある新興国でセミナーをやった。彼らの役に立つことができた。

(3) グローバルスタンダードを活用し、重複をなくすべき。

グローバルな企業は世界中に製品を出しており、様々な基準がある。テストングについてはグローバルスタンダードを活用し、重複がなくフレキシブルでなくてはならない。

3. おわりに

最後に、本会合のクロージングのメッセージを紹介して、本稿の締めくくりとしたい。なお、今後、日米EU三極によるサイバーセキュリティに関する取り組みが継続して行われることが期待されて会合が終了したことを申し添えたい。

(1) 貿易障壁を避け、国際基準を議論していく。

どんな施策であれ、貿易障壁になってはいけぬ。国際基準を議論していくことが必要である。セキュリティ・モデルを示すことがポイントとなるが、これまで各国の努力でコモンクラテリアも作った。

(2) 世界共通の課題として妥協せずに進める。他国のモデルになるように。

妥協することなく、歩を進めていくことが大事である。シンプルな解はないが、世界共通の課題として継続していけばよい。日米EUの三極が他国のモデルとなればと思う。

【参考】サイバーセキュリティ共同声明の概要

本会合に先立って、日米EU三極のICT関連業界 (JEITA、ITI、DE) は、サイバーセキュリティに対する政府の取り組みについての共同声明を取りまとめた。本稿の関連情報として、この概要を紹介したい。

1. 公表日 2012年6月21日

2. タイトル

Global Information and Communications Technology (ICT) Industry Statement : Recommended Government Approaches to Cybersecurity¹⁾

3. 骨子

本声明は、サイバーセキュリティについて、政府が政策を推し進める上で12の項目を順守するよう要請する。それらを筆者の言葉で簡潔に示すと次のとおりである。

(1)透明性の高い政策形成、(2)市場重視の政策、(3)ICT業界との連携、(4)グローバルスタンダードの採用、(5)テストング及び認証の重複排除、(6)国産技術依存の排除、(7)国籍の排除、(8)ソースコード開示の回避、(9)規制範囲の限定、(10)インシデント時の対応、(11)サイバー犯罪・脅威への対応、(12)教育・普及

1) <http://www.digitaleurope.org/Portals/0/Documents/Trade%20Policy%20Group/DE%20ITI%20JEITA%20joint%20cybersecurity%20policy%20statement.pdf>

編集後記

早朝出勤にも慣れ、事務局の岡田さんとの早朝メールのやり取りも苦にならなくなった。

「早起きは三文の徳。」と言われるが、その実感は無い。それよりも、体力面が気掛かりだ。

最近、平らな所を歩いても、足が引っ掛かり、躓きそうになることがある。それだけ足が上がりなくなっている訳で、寄る年波には勝てないことを実感する今日この頃である。

そう言えば、先日の総会で退任された、林前常務理事もエスカレーターと相性が悪かった。

今だから言ってしまうが、小職の知っているだけでも、2回はトラブルに会われている。

1回目は、下りのエスカレーターを駆け下りている時に、足に激痛が走り、その後側壁を頼りに歩いて行き、電車に乗車するのが大変だったと聞いている。結局、足首の肉離れで、しばらくは、松葉杖の生活を余儀なくされた様だ。2回目は、上りのエスカレーターに乗っていたのだが、気分が悪くなり、意識を失ってしまったそうだ。

いずれのケースも、まかり間違えば大怪我をしてもおかしくない状況だったが、天の御加護があり大事には至らずに済んだ。林さんは、14年以上もの長きに渡り、事務機械工業会時代からJBMIAの発展に尽力されて来られた。その間、幾多の困難をくぐり抜けた結果、今日の協会の存在があるものと認識している。御本人が言われていたが、JBMIAの一般社団法人への移行に関しては、関係省庁との調整、定款や規程類の見直し等、かなり御苦労されたようだ。

※大きな声では言えないが、本当は、事務機械工業会からビジネス機械・情報システム産業協会に名称を変更したときの方が、業界の範囲、所管課の変更等調整が大変だったという噂もある。

一般社団法人化を期に、ホームページが一新され、パンフレットも変更された。JBMIAレポートも、デザインやサイズが一新された。林さんからの御指名ということで、編集後記を仰せつかった時、これまでの御苦労に敬意を表する意味でこの様な内容を寄稿したいと思った次第である。総会、理事会、各関係委員会で退任の御挨拶をされたが、協会への多大な貢献に対して、本来ならば表彰されてもおかしくないと思っている。

退任される前の最後の大事な仕事を成し遂げた今、やっと肩の荷が降りた思いだろう。

今後は、今までやって来た事、できなかった事等、いろいろな事にチャレンジし、自分のやりたい事を改めて探してみると言われており、小職も微力ながら少しでもお役に立つべく、芝刈りにでもお誘いするつもりである。(かわしゅん)

■広報委員会（2012年7月現在）

委員長	中岡 正喜	キヤノン(株)
委員長代理	室伏 利光	キヤノン(株)
委員	上田 智延	(株)リコー
	大久保正則	ブラザー工業(株)
	下田みゆき	シャープ(株)
	高橋 里実	コニカミノルタビジネス テクノロジーズ(株)
	立石 祐二	セイコーエプソン(株)
	二瓶 伸久	キヤノン(株)
	坂東 正章	富士ゼロックス(株)
	水野 隆司	東芝テック(株)
	山田 浩	カシオ計算機(株)
事務局	岡田 守弘	一般社団法人ビジネス機械・ 情報システム産業協会
	冠野 博信	一般社団法人ビジネス機械・ 情報システム産業協会
	森谷 英司	一般社団法人ビジネス機械・ 情報システム産業協会

一般社団法人
ビジネス機械・情報システム産業協会会報

JBMIAレポート

No.240 2012年7月号

平成24年7月25日 印刷

平成24年7月25日 発行

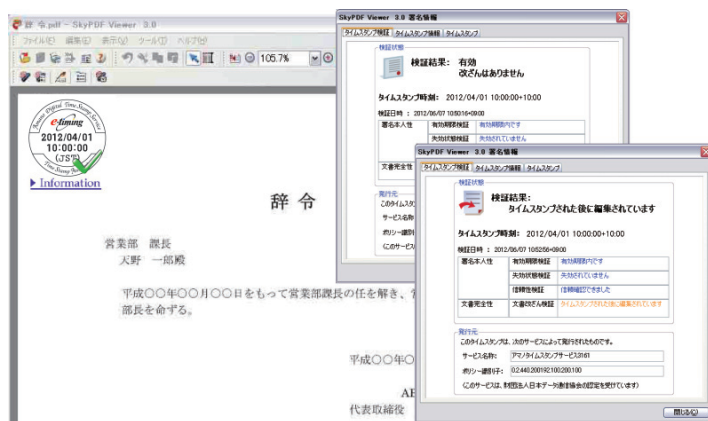
発行所 一般社団法人
ビジネス機械・情報システム産業協会
〒105-0003
東京都港区西新橋3丁目25番33号
NP御成門ビル
電話 03-5472-1101 (代)
FAX 03-5472-2511

編集兼
発行人 中西 英夫
印刷 ホクエツ印刷株式会社

本紙は再生紙を使用しています。

事務機械の発展を支えてきた会員企業の記念すべき製品はじめ業務改善事例、社会貢献活動等をご紹介いただくコーナーとして連載いたします。第28回目はアマノ株式会社様です。

電子データの信頼性を証明する「タイムスタンプ」 (2002年 アマノ株式会社)



1998年、米国のナスダックでは、証券取引に使用する時計を米国標準時のプラスマイナス3秒以内に同期するという「OATS（注文監査追跡システム）ルール」が施行され、その機能を搭載したコンピュータ連動型の時刻記録機を開発、ヒット商品となりました。

2002年、日本市場でも標準時に時刻を同期させる「時刻管理」の需要が生まれるはずと考えアマノ株式会社（以下、アマノ）がサービスを開始したのが、アマノデジタルタイムスタンプサービスです。

それから2年後の2004年に分社化し、国際標準規格（ISO/IEC18014、RFC3161）、JIS規格（JISX5063-1）に準拠した「アマノタイムスタンプサービス3161」の提供を開始いたしました。

それまで紙にタイムスタンプを打刻していたように電子データに対してタイムスタンプを付与することで、特定の時刻に電子データが作成されたことが記録されます。そして、作成後最

高11年間、データの内容が変わっていないことを証明できる技術です。

タイムスタンプは複合機等の機器や文書管理を始めとするアプリケーションに組み込むことにより、電子データのセキュリティを高めるサービスとして展開しています。

アライアンスを拡充し、販売チャネルを増やすと共にサービスモデルを追求し、2012年6月に毎秒400スタンプの高速・大量発行を可能とする新サービス『アマノタイムスタンプサービス3161 Type-S』をリリースしました。

近年、国税庁の「e-文書法（通称）」ではタイムスタンプが一部義務付けられ、省庁や業界団体から発行される多くの電子化ガイドラインでも取り上げられており、信頼のおける時刻に対する期待が高まっています。

これを受け、知的財産権の証明としてタイムスタンプを採用されるケースが多く、注目を浴びており、活用の場が広がっています。

※アマノは、(株)日本データ通信協会が創設した『タイムビジネス信頼・安心認定制度』で“時刻配信業務”“時刻認証業務”のいずれにおいても認定第一号を取得しています。



No. 240

7.2012

